
第5回 三朝町議会定例会会議録（第4日）

平成24年6月18日（月曜日）

議事日程

平成24年6月18日 午前10時開議

日程第1 一般質問

遠 藤 勝太郎 議員
杉 原 憲 靖 議員
清 水 成 眞 議員
知久馬 二三子 議員
福 田 茂 樹 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

遠 藤 勝太郎 議員
杉 原 憲 靖 議員
清 水 成 眞 議員
知久馬 二三子 議員
福 田 茂 樹 議員

出席議員（12名）

1番 清 水 成 眞	2番 藤 井 克 孝
3番 吉 田 文 夫	4番 福 田 茂 樹
5番 遠 藤 勝太郎	6番 平 井 満 博
7番 松 村 修	8番 横 木 文 雄
9番 知久馬 二三子	10番 山 田 道 治
11番 杉 原 憲 靖	12番 牧 田 武 文

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 石 井 秀 己 主任 ————— 布 広 久美子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 吉 田 秀 光 副町長 ————— 森 脇 光 洋
会計管理者 ————— 山 根 智 美 総務課長 ————— 朝 倉 聡
財務課長 ————— 大 村 哲 也 税務課長 ————— 石 原 伸 二
企画観光課長 ————— 松 浦 弘 幸 農林課長 ————— 岩 山 靖 尚
町民課長 ————— 山 根 猛 昭 建設水道課長 ————— 早 苗 睦 巳
健康福祉課長 ————— 前 田 敦 子 総務課参事 ————— 吉 田 弘 幸
危機管理課長 ————— 松 原 茂 隆 農業委員会事務局長 ——— 真 嶋 峰 和
教育長 ————— 山 口 博 教育総務課長 ————— 遠 藤 英 臣
生涯学習課長 ————— 平 井 文 彦 生涯学習課参事 ————— 松 原 照 宗
農業委員会会長 ————— 山 本 雅 之 国民宿舎事業管理者 ——— 知久馬 孝 紀

午前 9 時 5 8 分開議

○議長（牧田 武文君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日、届け出のあった欠席者は、議員、当局ともございません。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（牧田 武文君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は 5 名の方から通告を受けておりますので、日程の順序によりこれを許します。

初めに、5 番、遠藤勝太郎議員の農業問題についての一般質問を許します。

遠藤勝太郎議員。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） おはようございます。

今期定例会に当たりまして、農業問題について4点質問をさせていただきます。

まず初めに、小作料について質問をさせていただきます。

町内の農業は高齢化が進み、全国では農業就業人口のうち65歳以上は6割男性、5割が女性で、2011年度農業白書によると、農業地域別の高齢化率（65歳以上）は、10年で中山間地域65%、山間地域69%、2000年に比べて顕著に高齢化が進んでおります。まさに本町もこれに等しく、耕作したくても老齢によりできなくなって小作に出されるケースが増加しております。

農業委員会は、農作業賃金、小作料を決めてチラシ配布し周知しておられますが、小作料は守られておりません。地主との相対で取り決められている現状であります。

農家の老人は、年金収入だけでほかにこれといった収入にも乏しく、小作料ぐらいは設定金額を払い、その対応として町が請負者に各集落設定金額の半額を助成するといった施策を講じることにより荒廃農地になるのを抑制、わざわざ荒廃農地再生支援事業等に取り組まなくてもいい対策が必要だと思えます。

農作業賃金は守って、小作料は守らない。余りにも請負者側に偏っていないか。貸し手の弱みにつけ込んだ安い金額と思うが、町長、農業委員長の見解を伺います。

次に、2番目として中山間地域等直接支払制度、戸別所得補償制度について。現在、農家は中山間地域等直接支払交付金、戸別所得補償制度交付金を受けております。小作に出すときに、これらの金は集落により対応がまちまちで統一されておられません。これらを農業委員会で取り決めて周知することが急務だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、グリーンサービスに対しては、ことし500万円、農地等保全管理業務支援として助成されております。一昨年までは、中山間地域等直接支払交付金が請負農家から入るということで、350万円に減額されておりました。グリーンサービスへは交付金が入らなくなったのか、町長、農業委員会長の御所見を伺います。

3点目、エコ米と特別栽培米（おいしい三朝米）について。町内水田農家の大半がエコファーマー認定され、エコ米の生産に取り組んでおります。認定後に特別栽培米に対して助成を始められました。高品質で付加価値の高い米づくりを推進することだということですが、今思うと何のためにエコファーマー認定を受けたのか。エコ米を主体に高値販売をすることで、農家の収益向上へ結びつけるのが本意でないのか。40ヘクタールの特別栽培米だけに助成して、米一本、あとは少量多品目の三朝町農業は守れるのか。町長、農業委員会長に本町農業の将来構想をどのよ

うに描かれておるのか、御所見を伺います。

4点目、ライスセンターもみ持ち込み運賃助成について。昨年の12月の定例会において、私が質問させていただきましたJAライスセンター、当町森であります。これが受け入れ中止した際に、町がライスセンターにもみ持ち込み運賃助成に対して町長に答弁を求めましたが、そのときの答弁はJAと協議をするということでございました。田植えも終了しました。次はすぐ稲刈りということになります。結論は出たか伺います。

○議長（牧田 武文君） 答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 遠藤議員の農業問題についての御質問にお答えをいたします。

初めに、小作料についてでございます。

農業従事者の高齢化は本町においても大変深刻な問題であり、2010年の農業センサスによりますと、本町の農業就業人口に占める65歳以上の割合は77%と大変高く、このことが農地の貸し借りされる方が増加している要因となっているのではないかと考えています。

小作料の位置づけにつきましては、農業委員会長が後で答弁されると思いますが、農業委員会が示される小作料はあくまでも目安となるもので、基本的には私としては小作料は農地の貸し手、借り手の方の双方の話し合いで決めるものだと思っております。

また、地主に対する小作料の保障を行い、その対応として受け手の農家に小作料の一部を町が助成してはどうかという遠藤議員の御提案をいただきました。

実際、地主の方が無償で農地を耕作してほしいと思われても、それを受け入れてもらう農家が地域にいないということも多くあるというのが実情のようでありますので、私は耕作放棄地対策で今必要なことは、小作料の問題もございましょうが、担い手、受け手の育成だと思っております。町といたしましては、引き続き専業農家や集落営農組織など地域の担い手の皆さんの育成に努めてまいりたいと思います。

次に、中山間地域等直接支払制度及び農業者戸別所得補償制度に係る集落への交付金の取り扱いについての御質問をいただきました。

中山間地域等直接支払制度は平成12年に始まった制度であります。平成22年度から第3期対策として5年間の取り組みが進められております。この制度では、集落で協定した農用地の面積に基づき交付金が交付されることとなっており、その目的は耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図ることとされておりますので、交付金が地域の活動資金としてそれぞれの集落協定の方針に基づき、農業生産活動を維持、継続していくために自由に活用していただければいいのではないかと

考えております。

また、農業者戸別所得補償制度による交付金の目的は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することとなっております。この交付金は、水稲共催細目書の営農協約に基づき、国が直接農家等に交付していますので、町としては水田の貸し借りの確認について農業委員会とも十分に連携を図りながら、引き続き対応してまいりたいと思います。

次に、町からグリーンサービスに交付している運営補助金と中山間地域等直接支払交付金についての御質問をいただきました。

この運営補助金は、平成5年度より500万円を交付してきたところではありますが、中山間地域等直接支払制度にかんがみ、平成17年度より平成21年度まで中山間地域等直接支払いの個別協定による交付金を差し引いた額を交付するよう、見直しを図ったところでもあります。

そして、グリーンサービスでは、平成22年度に中山間地域等直接支払制度が第3期対策に移行した際に、集落の営農活動を支援するため個別協定を廃止し、受託する水田が所在する集落協定の一員となることにされましたので、平成23年度からは集落協定からの配分金を次年度の補助金から減額することとしました。このようなことから、平成24年度当初予算では運営補助金として500万円を計上していますが、最終的には集落からの配分金を差し引いた額の補助金を交付することになりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、エコファーマー米と特別栽培米への取り組みを例に、三朝町の農業の将来構想についての御質問をいただきました。

本町の農業は、米を中心とした農業であり経営規模は零細で、農業以外の収入に依存し営農する農家が大半を占めています。昭和50年代には、自立した農業経営を目指し経営規模の拡大と機械化、農地の基盤整備、果樹・酪農団地の造成等を行ってきましたが、農産物価格の低迷や将来的な経営の見直しの不透明感等から農業従事者が減少して、また担い手の高齢化により農業後継者の確保の難しい状況となり、遊休農地や耕作放棄地等も多く発生するなど、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況になってきております。このようなことから、今後集落営農や農業法人、認定農業者を中心とした担い手への農地の集積による経営規模の拡大と機械化等による経営の効率化、新規就農する若者の育成を行わなければならないと考えております。

集落営農につきましては、中山間地域等直接支払制度や農業者戸別所得補償制度の推進により集落での話し合いがされ、立ち上がりの機運が盛り上がる集落が出始めておりますし、農業法人

化につきましても今年1月には町内3番目の法人が誕生しております。

新規就農者につきましても、ここ3年間で畜産、施設園芸、果樹の分野で4名の方が就農されております。農業情勢の先行きが不透明な中ではありますが、このように農業、農村を守る取り組みは着実に芽生えており、引き続き支援策を講じてまいりたいと考えております。

議員御指摘のエコファーマーにつきましては、平成19年度に認定が行われ、当時町内では584名の農家が認定を受けておられます。

また、特別栽培米はエコファーマー米の栽培条件等を1段階進めたもので、本町では平成21年度から取り組みを開始し、平成22年度から特別栽培米として1俵当たり1,000円の奨励金を交付しています。エコファーマー米を高値販売することで農家の収益向上に結びつけることが当初の目的ではありましたが、現在、県内には多くのエコファーマー認定農家がありますので、高値販売につながっていないのが実情であります。特別栽培米の推進は、このような実情を踏まえ、一層おいしい米づくりに取り組む意欲的な農家を育成することを目指して進めたものでございます。

私は、今後農家所得のさらなる向上を図るため、特別栽培米の生産面積の拡大に引き続いて取り組んでまいりたいと考えておりますし、あわせておいしい三朝米としてさらなる付加価値を高める取り組みを生産者の方や鳥取県、鳥取県中央農業協同組合等と連携を図りながら進めてまいりたいと思います。

最後に、JAライスセンターへのもみ持ち込みに係る運賃助成についてでございます。

このことにつきましては、その問題解決に向けて既に鳥取中央農業協同組合に申し入れを行っており、現在、組合内部で検討がなされていると伺っております。今後も引き続きこの問題の解決に向けて協議を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（牧田 武文君） 次に、山本農業委員会長、答弁。

○農業委員会会長（山本 雅之君） 遠藤議員の農業問題についての御質問にお答えしたいと思います。

町内農業の現状につきましては、議員御指摘のとおり後継者不足による農家の高齢化が著しく、耕作できなくなった農地を地域の担い手農家などに貸し付ける事例がふえております。

こうした中で、小作料が守られていないという御指摘でございますが、まず小作料は戦後から続いた統制小作料から昭和45年に農地法の改正により標準小作料制度が創設されております。

この標準小作料制度は、賃貸借の当事者間で自由に小作料の契約ができるようにしたのですが、自由な契約の中でも著しく高い小作料の設定を抑制するために、農業委員会が中心となって地域ごとの標準的な小作料金額の設定や減額の指導を行う制度でした。

しかし、この標準小作料制度も、平成21年の12月に農地法の改正が行われ廃止とされました。小作料自身も法制上なくなっており、かわりに地域の農地の賃借料の情報として、これは具体的には前年契約の最大と最小と平均ですが、農業委員会が提供するように改定されております。これにつきましては、農業委員会だより、町のホームページで公表しております。

しかし、地域ごとの賃借料の目安となるものは必要であるとの判断から、農業委員会では従来の標準小作料の水準を踏まえた参考賃借料を独自に設定しております。これにつきましても農地の賃貸借契約の参考にさせていただくものでありまして、強制しているものではありません。

制度的に見ましても、農地の賃借料は農地の立地条件、作業効率等のさまざまな条件を踏まえた上で、原則として賃貸借契約される当事者双方の合意により決定されるものとなっております。

次に、農地の貸し手に対する参考賃借料の額を保障することによって農地の流動化を進め、耕作放棄地の発生を抑制してはどうかという議員の御提案であります。近年は農地を荒廃させたくないの、賃借料は無償でもよいのでだれかに耕作してもらいたいという相談が農業委員会にも多く寄せられており、地域の担い手農家に何とか耕作をお願いしているのが現状でございます。その契約の合意形成の過程で、無償や低い金額の賃借料が契約なされていると考えております。

こうした状況であるため、耕作放棄地を防止するために真に必要なのは賃借料の額の保障ではなく、農地を耕作してくれる地域の担い手農家の育成だと考えております。実際に無償での貸し付けを申し出ても、受け手となる担い手農家が地域にいないなどのために農地が遊休化するケースが多く、これが耕作放棄地の発生に大きく影響しております。この担い手農家につきましては、町と連携を図りながら認定農業者等、従来からの担い手農家に加えて意欲ある個人農家、新規就農者、集落営農組織など多様な形態の地域の担い手育成、支援に取り組んでいくことに協力していきたいと思っております。

次に、中山間地域等直接支払制度と農業者戸別所得補償制度についてでございますが、これらにつきましては制度上農業委員会が直接かかわっている制度ではございませんので、関係のある範囲内で答弁させていただきます。

議員御指摘の小作に出すときの交付金は集落によって異なる対応という点につきましては、中山間地域等直接支払交付金の配分方法が統一されていないということで、これは十分承知しておると思っております。制度上、集落協定内における農地管理者の位置づけや交付金の配分方法に

つきましては、各集落の協定の方針によって設定することとなっております、これに応じた農地の利用権設定や作業委託の形態をとっておるため、農業委員会で統一を図るということは困難でございます。

農業者戸別所得補償交付金につきましては、国から直接農家に支払われる形態であるため、農業委員会が直接関与することは困難です。

基礎資料となります水稲細目書における水田の賃借契約の確認につきましては、町への情報提供等で引き続き協力を行ってまいりたいと考えております。

エコ米と特別栽培米についての御質問ですが、エコファーマー米につきましてはJAの販売戦略であります、高値販売となっていないのが現状です。県下でも多くのエコファーマー認定農家が誕生し、差別化されにくい状況となっております。有利販売のための最低条件となるのがエコファーマー認定農家でありまして、その他一般農家ということでは競争の輪に入れないという状況となっております。販売戦略上、特別栽培米、特A産出地域産などが顧客にアピールしやすいことから、今後も農家所得の向上につながりやすい支援策に協力していきたいと考えております。

本町農業の将来像についての御質問ですが、本町の水田農業も全国の米販売の競争の中に入り、有利販売を目指していくものと考えますが、本町農家のすべての自立が確保されることは困難であります。国でも検討されておりますが、農地を守り自立する担い手などの大型農家と、ふるさとを守る兼業農家などの小規模の農家に分けて対応していくべきと考えております。以上です。

○議長（牧田 武文君） 遠藤議員。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） ただいま答弁いただきました。

小作料についての問題は、要するに集落ごとによって、また集落内にあっても個人個人によって金額が違うということですね。それで同じ人が違った人に貸した場合に、例えばAさんとBさんにうちの田んぼ4反あったの2反わて貸したという状況において、その人同士の金額が違うということですね。それで同じ集落にありながら、あの人は5,000円であの人は3,000円だというようなことはおもしろくないんでないかということで、ある程度の金額ちゅうのを払うのがいいじゃないかということで質問させてもらっとるわけでございます。

それで先ほども言いましたように、農地があってつくれんようになって貸せるんだけど、ただでは貸したくないのが本意ではありますけども、先ほど言われた受け手がないとかという話、担い手がないというような話ですけれども、昔からその担い手の問題というのはずっと質問させてもらいながら、一向にふえとらん。一向にというか、多少はふえる傾向にあっても、確立され

てごっついふえたという認識はないというふうに思っております。

その中において、やっぱり荒廃農地と結びつけて考えると、やっぱり安く貸せる、ただで貸せるというのがいいのか、農家の収入が少ないだけえ、老人の人も年金暮らしでえらいから、多少でも小作料を払って収益を上げてあげるといいでないかと思って質問しとるわけですね。それで荒廃農地抑制のためにもなるし、やっぱり何らか町が手だてをしないとだんだんと耕作しない田んぼとかがふえてくる。特に今現実を見ますと、奥部集落に多いですね、その荒廃農地というのが。というのは、未整備田が多いということですわ。要するに、今、町がグリーンサービスに助成されとるわけですけども、グリーンサービスの未整備田を受けた事例ちゅうのは少ないでしょう、多分。整備田だ。未整備田では、やっぱり農地が悪いとか作業が、収益性が上がらんとかいろいろな問題があるわけですけども、その辺をやっぱりクリアしないと、私が言いたいのはどこまでをじゃ完全に三朝町が農地として守るのか。町内の田んぼ全部守るという考えなのか、あるいは整備田だけを保持すればいいという考えなのか。

先ほど町長の答弁では、環境保全とかいろいろな関係で土地が有効に利用されるためには奥部の方を大事にせんと、例えば水害でも何でも、里だけ守っても一番大事な奥部に手が差し伸べられんと解消できんというふうに思うわけですけど、町長に答弁お願いします。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 我が町の農地をどう守っていくかという大原則の御質問をいただきました。

まず、多面的機能の中に大きな役割を占めていますのは、水張り面積の総体量によって災害を防除する、防止する大きな効果を上げていていると思っています。本町の中山間地の奥部からこの平野部までの総体的な水田に水を張った状態を毎年田植えの後に見て回っているわけですけども、ここ近年はどちらかというと横ばい状態で、奥部の地域にあっては少しずつ田んぼにまた戻っておるという状況も見えて喜んでおります。そうした多面的機能を重要視して考えると、遠藤議員がおっしゃる町としてお金を出していくということについても、今後勉強してみたいというふうには思います。

そして、いま一つは、やはり昨年特Aという米の品種が、鳥取県で初めて特Aというランクを本町の米が得たということが非常に話題に今なっております。三朝町はいかにおいしい米ができるかということ全国的に示したことになりますので、今後さらにそうした面も含めて、米づくりに支援をしていく形をなお勉強していかなければいけないなと思っておるところでございます。以上です。

○議長（牧田 武文君） 遠藤議員。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 農業委員会長に聞きますけれども、先ほどの答弁によりますと、三朝町は最終的には将来構想としては大規模農家と小規模農家に分けてというような話がありました。担い手、集落の担い手とかいろいろと育成するのが重要だというような話だったというふうに思うわけですが、なかなか言うのはみやすいけれども、実際にかかったときにそれならできるかということですね。それで前も質問のときに地区ごとちゅうか、地域ごと、高勢地区とか賀茂地区とかが地区に分けて、そういう機能を持たせるのはどうかという質問をさせてもらったんですけども、なかなかそれも難しい。それでやっぱり収益に乏しいというのが一番大きな問題だというふうに思うわけですが、要するに特裁米だけを育成して、最終的にそれを主体にするという考え方もいいかと思えますけど、なかなかそれに組み入れ農家というものもあると思うですね。例えば堆肥入れるとかいろいろある、それで田植えをしまった時点では除草剤が二製剤でヒエが生えるとかいろいろな問題があって、非常に苦労して特裁をつくってられるというのが現状だと思うわけですね。

それでさっき町長が言われたわけですが、きぬむすめ出品されて特Aになった。今、三朝町はコシヒカリを高価値の高品質の米を出荷するということだというふうに思うわけですが、私の考え方としては、きぬむすめ、今回特Aになったわけですから、その方を例えばこれも全町で植えるというわけでもないですが、里部の方はきぬむすめで大々的に特Aランクの米をつくるとか、そうするとライスセンターのパンク状態も解消されるというふうに思うわけですし、その辺はどのように考えておられるかなというふうに、町長なり農業委員会長、両方に答弁を求めます。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） きぬむすめの栽培面積は、確実にふえていると認識をしております。今、戸別所得補償制度に向けた申請書の細目書の取りまとめを行っていますので、総体的な数量についてはまだはっきり把握していませんが、グリーンサービスの場合ではきぬむすめの栽培をふやすという方向でことは取り組んでおりますので、そうしていくとライスセンターの状況等も非常に一つの解決策みたいなものも見えてくるのかなというふうに思っているところでございます。まだ全体像をつかんでおりませんので、この段階まででございます。以上です。

○議長（牧田 武文君） 山本農業委員会長。

○農業委員会会長（山本 雅之君） 先ほど申しました大規模農家と小規模な地域を守るような農家と分けてという意味合いにつきましては、大規模農家だけを育てましても大規模な農家の数は

知れた数になってしまう。三朝町の面積からしても、大規模農家だけですべて耕作するという、現実的には難しいでしょうが、そうなったとしても少ない数で済んでしまいます、面積的には。そうすると、そのほかに残りました農家の方はどうすればいいんだと。農家そのもの、村がなくなってしまう。農家としての機能がなくなるということがありますので、そういう地域を守ってくれる農家を育てるためにどうするかということを考えるべきだということも考えております。

一つの例としましても、最近総事を各集落でやられると思いますが、今のグリーンサービスとかその他の大規模農家がいろんなところに出かけて、農家の手助けをして農地を借りて営農しておりますが、総事なんかになりますとどうしても時期がダブって出れないという状況が現実的に起きてまいります。そうすると、地域としての総事機能が麻痺してしまうという状況がだんだん出てきておまして、そういうようなところに人の支援というよりはそういう困っている部分の支援、細かいところの支援ということになるかもしれませんが、そういうところから考えて支援していく方がベストではないかという考えでおります。

○議長（牧田 武文君） 遠藤議員。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 今、グリーンサービスは町長が社長でございますから、いろいろな面で町行政をグリーンサービスに反映することは可能だというふうに思うわけですね。

それで、今一番問題、だけえグリーンサービスに500万助成されておる大きな要因としては、農地等保全管理業務という名目で出されておるわけですね。となると、町内の農地は全部農地だというふうに思うわけですね、奥も里も。その中において、再々言うわけですけど、グリーンサービスが奥部の耕作請負をされとらん。ということは、先ほど言いましたように担い手がない、60歳、65歳を超えちゃって、若者がいない集落に対してはそれを受ける方がおられんということですよ。そしたら自然と耕作をやめると、耕作放棄地になって荒廃農地につながるちゅうおそれがある。先ほど言ったように、多面的機能の一番重要な部分が欠けてくるということになるならば、今後どこかへ線を引いて、ここからここまでは絶対守りますとか、ここから先はもう耕作ができんようになったけえいというのは原野なり山林に戻すとかいう、そういうことも考える時期じゃないかと思うんです。その辺どうでしょうか。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今、遠藤議員の言われたもうかなわんなというあたりの課題についての議論というものを、今どちらかというところとちょっとしないで来てるんですが、そうした分野について協議をし、意見交換をするというそういうことも考えてみるべき場所もあるのかなというふう

には思っています。

ただ、基本的には、まだまだ我が国の主食を国が生産して占めてる割合というのは非常に低いもんですから、自分たちの町で食うもんはあるかいやと言われたときに、大丈夫だという形は堅持していかなければいけないというふうに思っていますので、今後いろんな角度の御意見をいただいてまいりたいと思っておるところです。

○議長（牧田 武文君） 遠藤議員。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 今、TPPの問題がテレビとか新聞とかちょっと影が薄らいだという格好になるわけですが、もしこれが提携されると農産物が半額以下になるということも考えると、やっぱり三朝町が米一本とか少量多品目という格好では生き延びれん状態になってくるというふうに思うわけです。

それで今、米以外に少量多品目とおひさま市なりグリーン市なりにぎわっておるというふうに言われますけども、全農家がそれにかかわとらん。ある特定の人だけがつくって出荷されてるために、供給、消費のバランスがとれとって何とか売れとるという状況だと思うわけですね。全農家がこれに取り組んだら、とてもさばき切れんというふうに思うです。その辺まで考えてもらわんといけんということで、将来構想をさっき聞いたわけですが、時間もなくなりましたので、最後に一番肝心なもみの町外ライスセンター持ち込み運賃の件ですが、もう田植えが終わったし、今度はすぐ稲刈りが始まります。やっぱり早急にその結論を出して、もし農協がダメなら町が何ぼか、3分の1でも何ぼでも負担したるわいやちゅう格好の意気込みを、ちょっと町長にこういうふうにしたるというようなことを確約をお願いできたらなというふうに思って、ちょっともう一遍答弁をお願いします。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 昨年度のような状況は起こらないという形をはっきり目指して、今後しっかりした協議を進めていきたいと思っています。

○議員（5番 遠藤勝太郎君） 終わります。

○議長（牧田 武文君） 以上で遠藤勝太郎議員の一般質問を終わります。

○議長（牧田 武文君） 次に、11番、杉原憲靖議員の一般質問を許します。

小学校統合、通学の安全について、杉原憲靖議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） 小学校統合と通学の安全について、教育長に伺います。

本年3月14日の議会全員協議会で、小学校統合についての中間報告が示されました。1つに

は、三朝町の小学校教育の現状、その特色と課題、2点目にこれまでの統合問題の検討状況と結論、3点目に他町の実例から学ぶ、4点目に三朝町の小学校教育はどうあるべきか、5点目に望ましい三朝町教育の構築に向けてに要約をされております。最後に、小学校統合は必要かどうか。そして地域活性化と小学校の役割、さらに今後の取り組みについて記されております。そして平成24年度末には、教育委員会として小学校統合問題に関する考え方を最終報告書に取りまとめるとなっております。

私は、今回の中間報告の中で論ずべきは、小学校教育の現状と課題、そして望ましい三朝町教育の構築が焦点だと思います。この点について、教育長の現状認識と持論を伺いたいと思います。

また、これまでの統合問題の検討状況については、平成18年8月に学校施設等検討委員会が児童数が当面現状維持することから3小学校体制が適当であると結論づけました。

一方、議会は特別委員会を設置して小学校のあり方を中心に検討し、保護者、住民へのアンケート調査を実施をして、19年12月に小学校の統合を進めるべきだと結論づけたのであります。

両者の結論に賛否があるにせよ、本町の少子化傾向に変化がないわけであります。学業とスポーツ、とりわけスポーツの面で具体的に小小連携してスポーツ少年団を結成をし、活動を展開されております。このことは、1校のみではでき得ない現実でもあります。ある意味、統合した状態にあると言わざるを得ません。行政全般から見た本町の教育環境の方向性を含めた教育改革を論ずべきと私は思います。見解を伺います。

次に、最近、京都府亀岡市で小学校児童の集団登校の際に車が突っ込み、多数の児童が犠牲になる痛ましい事故がありました。近年、このような事故が後を絶たないのであります。本町の子供たちにこのようなことがあってはならないと考えます。安全な教育環境を構築するためにも、小学校統合問題とあわせて検討することが必要だと思います。

提案として、スクールバス通学を考え、登下校の安全を守る施策を検討する必要があるのではないかと思います。御所見を伺います。

○議長（牧田 武文君） 答弁、山口教育長。

○教育長（山口 博君） 小学校統合と通学の安全についての杉原議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会は、3月に統合問題を含め三朝町教育のあり方について中間報告を議会に提出しました。この中間報告において、私たち教育委員会は三朝町教育の現状、特色や課題、小学校統合問題への取り組み、望ましい三朝町の小学校教育のあり方とその構築等について報告いたしました。

さらには、中間報告書の中で今年度末に三朝町教育のあり方について取りまとめ、最終報告を提出することとしております。最終報告書では、小学校統合問題を含め三朝町教育のあるべき姿を教育委員会の総意として提言する予定にしております。

議員御質問の小学校教育の現状と課題、望ましい三朝町教育の構築について、教育委員長としての現状認識と持論を示すようにとのことについてお答えいたします。

まず、最初に小学校教育の現状についての認識ですが、現在、三朝町内の各小学校においては、児童数などの学校規模、立地環境に応じて工夫を凝らした特色あるすばらしい教育を展開していると言えます。その結果として、各種の学力テストの成績において中部でも高い位置にあると認識しております。東小と南小では1年から6年生までの児童を縦割りの班に編成して、校内外の各種の行事へ班ごとで取り組んでおり、小規模校のハンデを克服する有効な方法として歓迎しているところでございます。この取り組みは、上級生が低学年の子の面倒を見るなど、優しくたくましい三朝の子供の育成を目指す教育目標を実践するものと評価しておるところでございます。

他方では、小学校同士の連携、いわゆる小小連携も着実に進んでおります。他市町では実施不可能な町内3小学校の1年生から6年生までの全員350人が参加して、児童体育祭を初めいろいろな学年同士の交流や3校合同の修学旅行など、各種の小小連携を積極的に推進しております。いろいろな面で交流や競い合いを行う場を設けることで、小さな学校でもやればできるという自信を持たせるという点で大きな効果があると認識しております。

小規模校の一人一人に目の届く教育は教育の原点であり、小規模校の有利な点ですが、返せば不利な点でもあります。三朝町教育における課題を上げるとするならば、小規模校の東小学校、南小学校における複式授業でございます。複式授業の解消を図るため、本町では町費により講師を良好に配置する措置をとっております。

皆様御承知のことと思いますが、鳥取県では市町村の協力を得て今年度から小学校1、2年生の30人学級を除いて全学年35人学級が実施されました。この取り組みは全国に先駆ける取り組みとして歓迎されましたが、本町では西小学校の新5年生が唯一対象となっただけで、多くの小規模校を抱える町村では残念ながら大きな恩恵はありませんでした。

少人数学級の利点は、言うまでもなく一人一人に目の届く授業ができることであり、1クラス20人を超す西小学校では1クラスを教科によっては10人以下にさらに小さなグループに分け、きめ細かなわかりやすい授業を進めています。いかに一人一人に寄り添う授業を行うか各校は苦心しているところであり、まさに三朝町教育が目指す点でもあり、望ましい三朝町教育構築の基

本と考えております。

次に、これらに対する小職の持論を伺いたいとのことですが、合議による総意を旨とする教育委員会の一員であります小職が、教育委員会で現在協議中のこの重要な事項について個人的な試験を述べるなり持論を述べることは、現時点ではお許しいただきたいと考えます。

さて、児童数の現状を見ると、ここ数年各小学校とも新入生に大きな変動もなく推移し、今後も劇的な増加あるいは減少することはないと予測しております。

本町の小学校統合問題については、平成18年8月の三朝町学校施設等検討委員会の答申、平成19年12月の町議会の学校施設等検討調査特別委員会の調査報告でそれぞれ反する考え方が示されておりますが、私ども教育委員会は両論を中立の立場で受けとめ、各界の意見をいただきながら小学校統合問題の結論を得たいと考えております。

既に、スポーツ少年団活動においては統合状態にあることは議員御指摘のとおりでございます。特に、人数を要するスポーツについては深刻な問題でもあります。私たち教育委員会では、このような現状も踏まえた上で三朝町の小学校教育の今後のあり方と求められる教育環境、特に校舎問題と通学方法を両輪として、総合的に方向を判断しなければならないと考えております。

学校統合の議論は、近隣の倉吉市、琴浦町で始まっています。成案を得るまでには各方面の意見聴取、合意形成など周到な準備と時間が必要であるということ言うまでもありません。実現までに短くとも数年を要する大事業でもあります。そのためには、できるだけ多くの保育園、学校の保護者、地域の皆さんと小学校教育に関する総合的な意見交換を順次開催していくこととしております。

次に、議員御提案のスクールバス通学による児童の登下校の安全を守る施策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、最近連続して集団登校時の交通事故で多数の児童が痛ましい犠牲となったことは、原因が若者の無謀運転であったとはいえ、私たちの町でこのような事故が起こらないとは断言できません。町の宝であります子供たちの安全な登下校を保証することは、町民のすべての願いでもあります。

町教育委員会と警察署の要請により、町内各小学校の通学路点検を現在進めておるところでございます。危険箇所の確認と改善へ向けての取り組みを早急に進め、児童生徒の安全な通学を確立したいと思います。三朝町では、老人クラブの皆さんを初め地域の皆さんの登下校時の見守り運動で、幸いにして登下校時に児童生徒が犠牲となる交通事故は起きていません。長年にわたる見守り運動のおかげであると心から感謝しているところであります。

最後に、議員御提案のスクールバス通学による安全確保についてであります。これは小学校統合とあわせた御提案と思います。小学校を統合する場合、当然のこと、統合された校区から通学する児童は長距離通学を余儀なくされます。長距離通学は一層交通事故等への遭遇する危険が増加します。児童の安全な通学方法確立の議論は極めて重要な教育環境問題でもあります。

さらには、スクールバス通学となれば民間バス利用による通学か町有バスの運行かなど、多くの課題があります。このような諸点も勘案しながら、統合問題を論じなければならぬと考えております。

以上述べました諸点を十分に勘案して、教育委員会の最終的な方向を示したいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 杉原議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） 今、教育長から答弁いただきました。

現状認識、本当は私、教育長の持論、要するに教育委員会としてのそういったまとめた意見というよりも、むしろ教育長の今後三朝町の目指す教育の本旨についてのその核心の部分の意見を私は聞きたかったわけですが、その点がちょっと不明瞭な点があったわけですが、今、教育長が言われたように児童数の減少というか、その現状維持のあれはこれまでからそんなに大してすごい変化があるわけではありませんけども、中間報告の中で一つ気になる、今現状のこの平成25年から29年度の今後の新入学児童数の数の予測が載っておりますが、平成29年度の東小では新入学児童が7名、西小では32名、南小では3名、こういう現実の数がある。非常に比較的東、南に比べて大きい西小というそういった学校でさえ、32名の新入学の児童しかいない。この現実の児童数の数というのは、やっぱりこの辺が一つの目安といいますか、ずっと最近から将来5年先にかけても大体全体でも40人台、その辺の数で推移するわけですが、やはりもう既に私は小学校の統合というあれは時期がもう既に来ている。今年度の24年度末には、最終報告をまとめるというそういった方向になっておりますけども、しっかりとやっぱり議論を重ねていただきたい、このように思いますし、特にその中で学校がなくなると地域が寂れる、地域が寂しくなる、こういった地域の方々の意見もないことはないわけです。その気持ちがわからん私ではありませんけども、児童数が少ない、学校がなくなることと地域が寂れるということは、これは両相まってのそういった事柄に見えますけども、決して学校を統合したからといって子供が地域からいなくなるわけではありません。むしろこの現状をどう地域が活性化の方向に向けて取り組んでいくかという方の、この内容こそ私は大事な視点があるのではないかと、このように思いますが、この点について、教育長、どう思われますか。

○議長（牧田 武文君） 山口教育長。

○教育長（山口 博君） 今、御質問は2点あったかと思えます。

まず、最初に入学児童数でございますけども、これは教育委員すべてが共通認識している点でございます。平成29年度にはかなりの数字が減少になるなというようなことは認識しております。やはりその辺は、いろいろ決断をする時期の材料にはなるのではないかなというふうに認識しております。

それから、もう1点ですが、地域の活性化と学校の存続問題ということは以前の質問にもあったかと思えますけども、ある面地域の活性化と学校の存続問題は別に考えるべきではないかという考え方も指摘されましたけども、やはり地域の大きな役割を占めている学校の存続ということも非常に難しい問題であるなと思えますので、この点も今後各地域に出かけていっていろいろ議論を重ねて、その辺も含めて、当然教育問題も、あるいは地域の活性化についても話し合いの中身には含めなきゃならないだろうなというふうに考えておるところでございます。

○議長（牧田 武文君） 杉原議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） それともう1点、教育長、この15日の日に教育委員会の事務に関する評価報告書というのをいただきまして、これちょっと私、目を通させていただきました。これは23年度の教育委員会のあり方、事務の評価、全体的に載っております。その中で、私、ちょっと気にかかっておることがありました。何かというと、23年度17回の教育委員会を設けておられますね。そのうち小学校の統合問題の検討、町内3小学校の統合に関する検討というこの欄がございます。評価的に見ますと、事務局評価、これは事務局というのは教育長の立場での評価だと思いますが、それはそれとして、この教育委員会の委員の皆さんのコメントというあれが載っておりますですね。小学校統合問題の検討、委員さんのコメントの中に、幅広い関係団体の意見交換等を通じ、町民全体で統合問題を考える方向が必要である。そして、中間報告を議会に提出したことは評価できるが、課題は山積みしており、継続して検討すべきである。教育委員会内で、統合問題あるいは小中連携についてもっと頻繁に時間をかけて検討する必要がある。そして、統合についての話し合いが十分なされていないと思う。時間をもっとかけるべきだと思う。こういった教育委員さんのコメントが載っております。

平成23年度、17回教育委員会を持たれた。その月別のあれを見ますと、小学校統合問題に関しての意見交換会、これが年のうち表に出ている、書かれているそのあれでは1回しか持たれておりませんですね、意見交換会。これはその17回のうちに、書面に書かれてなくてもどこまで教育委員会の中で議論されたかという、この辺がちょっと、余りにもこの小学校問題について

の検討といえますか、議論の深まりというものが少ないのではないか。このように私は思いますけど、教育長、どうですか。

○議長（牧田 武文君） 山口教育長。

○教育長（山口 博君） 今の御指摘の件でございますけども、確かに表に出て議題としてきちっとのせたのは残念ながら少ない数字になっておりますけども、実際自由討論みたいな形での意見交換はやっておけることは事実でございます。今のところ、それぞれの委員がそれぞれの自分の思いを披瀝したりして、それらを意見交換しながらやっておるところですけども、確かにおっしゃるとおり、より具体的な踏み込んだ議論が始まったのは比較的最近に近い状態でございますので、その点ではもう少しスピードを上げる必要があるのかなということは、これは反省材料ではありますけども、今、非常にちょっと具体的には申し上げられませんけども、みんな踏み込んだ意見を交換しているということを報告させていただきます。

○議長（牧田 武文君） 杉原議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） 今、教育長おっしゃいましたけど、24年度末には最終結論というその報告書に向かっての議論がまさにこれからしっかりと議論されると思います。それを期待といえますか、私は要するに昨年の12月議会でも言いました。要するにもう小学校統合問題などは時期が来ている、そういった一つの明確なるその最終報告に向けての検討、結論、このあれを私は期待といえますか、そういう方向に進むべきだということを要望して、この件については終わりたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 次に、防災、減災の町づくりについての質問を許します。

杉原憲靖議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） 防災、減災の町づくりについて、町長にお伺いいたします。

昨年の東日本大震災を初め、最近風水害の災害が多発している状況にあります。先般、本町でも風害による被害があったところでもあります。特に最近の傾向として想定外という言葉が使われるように、想像以上の異常性が現実であります。

そこで、私は、防災、減災の両面からの取り組みで災害に強い町づくりが必要であると考えます。本町にあっては、これまで小学校3校、中学校、体育館等の耐震補強、また橋梁では賀茂橋、河戸橋等のかけかえ、山では急傾斜地の砂防事業等、安全確保に向けて着実に取り組んでおります。

しかし、広大な面積を有する本町であります。いま一度実態把握と山、川、橋梁等の総点検をする必要があるのではないかと考えます。予防医学的にとらえて順次減災に力を入れ、社会資本

を整備すべきと思います。御所見を伺います。

あわせて、山間集落を初め町内に空き家が増加している傾向にあります。人が住まない家屋は傷みも早く、先般のような大風が吹けば隣家にも被害が出る危険があります。減災の立場から対処すべきと考えます。御所見を伺います。

○議長（牧田 武文君） 答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 杉原議員の防災、減災の町づくりについての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、減災という観点から私も早期に社会資本の整備を行うことは必要だと考えており、これまでも国や県の事業を活用しながら町の財政状況や事業の緊急性、地元要望等を考慮した上で、砂防工事、治山工事、急傾斜地崩壊対策工事などに順次取り組んでいるところであります。しかしながら、議員御指摘のとおり広大な面積を抱える三朝町にあっては、すべての地区の安全対策を完了するにはまだまだ長い期間を要します。

このようなことから、私はこれらの事業の実施とあわせて、住民みずから危険を予知して災害が発生する前に避難をすることができたり、災害発生後も住民の安全が確保できるようなそうした体制づくりを進めていく必要があると考えており、災害情報、避難情報の正確な伝達、避難体制の整備、住民の防災意識を高めることなどが行政としての重要な責務であると考えています。

具体的には、災害情報、避難情報がより正確に伝達されるよう、防災行政無線のデジタル化に今年度から取り組んでおるところでありますし、避難体制の整備についても、地域防災計画の見直しの中で一時避難所の見直しや避難勧告等の発令基準の明文化、さらには災害時要援護者対策として災害時要援護者計画の策定に現在取り組んでいるところであります。

また、東日本大震災の教訓も踏まえて、小・中学校における防災教育等の普及啓発活動を実施するとともに、毎年行っている国民保護訓練で住民避難訓練を実施するなど、住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと思っています。

次に、空き家対策についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、空き家対策は局地的な豪雨、竜巻等が発生するといった最近の異常気象などを考慮すると、防災という観点からも対応しなければならない課題と認識しております。

町では、平成19年度に空き家の実態調査を行いました。その結果、空き家が266戸あり、その中で特に建物の主要部分に破損等が認められる家屋は50戸程度あるということがわかっており、中には積雪や強風等により倒壊のおそれがある空き家もあるということは、私も承知いたしております。

しかしながら、こうした空き家のほとんどは一般的にその所有者との権利関係などの問題もあり、行政が円滑で迅速な解決を行うことは困難な場合が多いのが実情であります。このような空き家問題については、まずは集落、地域で空き家の所有者の方と話し合っていていただいて、解決していただくことが大前提と考えますが、私はこのような問題は本町のみならず全県的な問題として対策を考えていかなければならないと思っていますので、今後県とも連携を図りながら、条例整備等についても検討していきたいと思っております。

なお、現在土砂災害防止法による集落ごとの説明会を県当局と合同で実施をいたしておりますが、その状況につきまして、建設水道課長から報告をさせたいと思っております。

○議長（牧田 武文君） 早苗建設水道課長。

○建設水道課長（早苗 睦巳君） 現在、鳥取県におきまして、土砂災害防止法に基づきまして土砂災害特別警戒区域の基礎調査を昨年、一昨年にわたってしております。平成25年に地域指定を行う予定で県は進めておりまして、現在町内の全集落を対象といたしまして説明会を開催しておりまして、現在13の集落が説明会を終わっている状況でございます。

いずれにしましても、災害の防止施設につきましては早期完成を目指しまして、国、県等の協力をいただきながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（牧田 武文君） 杉原議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） 今、町長から答弁いただきました。

特に私は、時期的にも雨だとか台風シーズンもこれからなってくるわけでありまして。やっぱり233.46平方キロのこの広い三朝町の山があり川があり、いろんなそういった一つの災害の起こるそういった状況というのは他の町よりも非常に高い。そういう意味からしますと、やっぱり特に社会資本の整備が一番強烈にされたのは昭和30年代後半から40年代。この高度経済成長時代のこの時期に、全国的に見ても一番公共事業といいますか、こういった事業が集中してなされた時代だろう、こう思います。それから考えますと、50年ないし60年近い例えば橋であるとかそういうものの寿命というものは、やっぱりコンクリートも一つの目安として50年ぐらいが一つの目安ではないのかなということのあれが言われております。そういう意味では、かけかえをして新しく橋をつくって賀茂橋だとか河戸橋のあれは非常にいいわけですけども、橋のあれにしても町内数多いわけですし、防災だけのあれじゃなくて減災という立場からするとやっぱりメンテナンス、日ごろからその状況を点検をしていくということのあれは非常に大事なことがあるのではないかな。

もう壊れて、例えば海外の方でも橋が川に落ちて何十台の車がその川に落ち込んで死亡したという、こういった一つの例もありますね。ですからふだん表面だけを見てると、例えば橋を例にとっても何ともない、大丈夫だって、こうなるかもしれないけども、やっぱり点検をして細かいところまで見ていくと、やっぱり危険なそういった部分もあるのではないかと。こういった状況はあると思いますので、ぜひやっぱり町としても一つの総点検に向けての調査なり、そのことをやっていただきたいと思います。

それと、空き家の状況を今町長からお知らせいただきました。これは平成19年度で266戸の空き家があるというこの現実ですけども、非常に資料的には古いですね。5年間前の、もう今は平成24年。現実の空き家の数はどうなっているのでしょうか、お知らせいただきたいとします。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 非常に資料が古いと御指摘をいただきましたが、全体的な統計をとったのが19年度のものでございまして、その後の数字について現在のところ持ち合わせていません。したがって、それぞれの集落の状況等について、その後の状況を早く点検をさせたいと思っています。

○議長（牧田 武文君） 杉原議員。

○議員（11番 杉原 憲靖君） 最新の状況というのは、やっぱり行政というのは新しい事実を知ることからまず議論を始めるということが大事ではないかと思っておりますので、その辺の対策と所有者の件とも非常にやっぱり困難をきわめるという町長の発言でありますけども、そういったことが年数を経れば経るほど厳しいものになっていく、もう手のつけようがない。こういった状況。減災、防災のその立場からしても、やっぱりきちっと掌握できる分は掌握をして、措置をするという一つの方向づけというのが必要な部分があるのではないかと。このことを最後に申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 以上で杉原憲靖議員の一般質問を終わります。

○議長（牧田 武文君） しばらく休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時19分再開

○議長（牧田 武文君） 再開いたします。

1 番、清水成眞議員の一般質問を許します。

みささこども園と他の保育施設について、清水成眞議員。

○議員（1 番 清水 成眞君） 私は、今定例会において、新しくふるさと健康むらに新設される仮称みささこども園と他の保育施設について質問をいたします。

先月5月18日に、ふるさと健康むらにおいてみささこども園の新築工事安全祈願祭も終わり、いよいよ来年度開園に向けて新しい幼保一体型のこども園が開園される運びとなりました。

3月の一般質問において町長が答弁されたみささこども園は、ひとまず現行法のもとでも設置可能な認定こども園の保育所型での運営とし、新システムの本格実施後に総合こども園に移行するというを踏まえながら質問をいたします。

政府・民主党は、5日前、6月13日であります。幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ総合こども園の創設を断念いたしました。現行の認定こども園を拡充する公明党案を軸に、修正協議を進めるということになっています。公明党案は文部科学省、厚生労働省の補助金一本化を盛り込んでおり、二重行政の解消につながると判断したようであります。公明党案については言いませんけれども、省庁再編を含む一元的な運営体制の整備を検討するということが明記されておるようであります。総合こども園建設に反対する立場は自民党と同じであります。現状維持が基本の公明党とは異なり、将来的には幼保一体化を検討すべきだといたしました。

総合こども園の創設の法案が廃案となるということが決まりましたので、このことについても聞いても仕方ないと思いますが、総合こども園の箇所を認定こども園に変えて質問させていただきたいと思っております。

また、総合こども園の法案に関するところは質問いたしません。削除させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

さて、このたび建設されるみささこども園は、認定こども園の保育所型で運営されることとなりました。つまり、他の保育施設である賀茂保育園、竹田保育園とは今後明らかに保育内容、運営方針が異なります。認定こども園となれば、学校教育、つまり現行の学校教育法第23条各号並びに学校教育法第78条各号に位置づけられる小学校就学前の満3歳以上の子供を対象とする教育をすることとなります。つまり、賀茂保育園、竹田保育園に通う子供たちは、保育園なので教育は受けないこととなります。このことから、町内の子供たちは就学前の教育を受ける子供と受けない子供が出てくるのが明らかになりました。このことについてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、利用料についてお伺いをいたします。

さきに申したように、認定こども園と現在の保育所では明らかに運営内容が違うわけであり
ます。3月の一般質問で、町長は保育料の面でも子育てするなら三朝町と言うよう検討してまい
りたいと答弁されています。しかし、新しい仮称こども園は、他の保育施設では運営内容が明ら
かに違うわけでありますが、このような場合でも町内一律の基準で利用料を算出されるのか。つ
まり、新しい仮称こども園と賀茂保育園、竹田保育園では今までどおり保護者の収入によっ
て算出されるのか、どのように考えられているのかお聞かせをください。

現行法の認定こども園についても、法律では認定こども園の利用料は施設が独自に設定す
ることとされています。認可保育所を母体とした認定こども園であっても、市町村が定める認
定こども園ではない一般保育所の保育料と必ずしも同一のものになるわけではないとしていま
す。

私が調査したところ、三朝町では現在の保育料は9段階に区分設定されており、第1段階で
はゼロ円、一番高い第9階層では月額2万6,000円、3歳未満児は3万2,000円でありま
す。利用者が一番多い階層、全体の61%ですが、月額1万6,000円です。

こども園は、受益者負担の名のもとに保育料がふえる可能性があります。いずれにしても、
現在の保育料より高くなるようなことがないよう強く要望したいと思います。

利用料について、もう1点お伺いします。

新しい仮称こども園に通う子供たちの中には、幼稚園のように4時間の学校教育を希望され
る保護者や学校教育と保育を希望される保護者など、要望はさまざまだと思います。つま
り、4時間の学校教育だけを希望する家庭と長時間保育を希望する家庭とあるわけであり
ます。既に利用料の算出方法など検討されておられると思います。このことについてどの
ように考えておられるのか、お聞かせください。

次に、この認定こども園の所管についてであります。現在の保育園は町民課が所管であり
ます。しかし、今度新しくできるこども園は学校教育を行う施設であること、また小
学校教育との連携、接続が必要であること等から、所管を教育委員会が持つべきだ
と考えていますが、この点についてお聞かせください。

次の子ども子育て支援法案については廃案となっておりますので削除させていただ
きたいと思いますが、ただ、内容は同じであります。この保育に欠ける子という入
所要件をなくすべきではないと思っております。これはどうしてかといいますと、
新しい認定こども園は保育に欠ける子の認定が当該保育所から市町村に申
込書が送付されて、市町村が施設あてに保育に欠ける子の通知を行うこととな
っています。今と同じような形ですね。市町村が保育に欠ける子を認定する
ということでもあります。この場合、新しい認定こども園は保育に欠ける子の入
所を拒むことができ

ないということになっております。当然であります。市町村が認定をするわけでありまして、今、三朝町で保育に欠ける子の入所要件をなくすような話が出ております。法律とはかみ合わなくなると思いますが、どうでしょうか。

また、認定こども園は所得に応じて保育料が決まることから、所得を確認する書類を提出することが前提となっています。このことから、保育に欠ける子という入所要件をなくすべきでないと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、新しい仮称みさきこども園に定員以上の申し込みがあった場合、どのように振り分けをされるのかお聞かせください。

利用希望者が多かった場合は、入園の選考は公立公営の場合は市町村がすることとなっておりますが、現在東保育園の園児は26名、三朝保育園の園児は64名であります。合計すると90名であります。新しい認定こども園では、定員を超えて申し込みがあった場合、実質統合された現在の東保育園児と三朝保育園児は優先的に入園できるのか。また、今後も小鹿地区、三徳地区、三朝地区の子供は新しいこども園に優先的に入所できるのか。それとも、法律であるようにあらかじめ公表した公正な方法で選考することとなっておりますが、申し込みのあった保護者すべてに公平に扱ってくじ引きなどになるのか、お聞かせをください。

入所児童の選考についてお伺いをいたします。

保育所型認定こども園における入所児童の選考は、保育に欠ける子供、欠けない子供もそれぞれ行われますが、例えば県に提出している入所要件として、保育に欠ける子供の受け入れ枠が70人、保育に欠けない子供の受け入れ枠は20人で、入所を希望する保育に欠ける子供がもし80人いた場合、また、保育に欠けない子供が10人の場合、保育に欠ける子供のうちその差の10人分の入所を拒むことができるということになっています。これは認可する知事により、地域住民に周知された受け入れ枠に対する信頼を確保する必要があるわけでありまして。ぜひ保育に欠ける子供が入所できない事態にならないよう、知事に申請する入所枠については選考基準を十分に検討していただきますよう要望いたします。

また、このような場合、保育に欠ける子という条件をなくせばいいと思えますけれども、国からの財政措置は保育に欠ける子だけに適用されており、保育に欠ける子と保育に欠けない子とはどうしても区別する必要があります。当然、保育に欠ける子の認定は市町村が行うことになっておりますが、非常にわかりにくくなります。

入所の契約は直接認定こども園といたします。しかし、保育に欠ける子の認定は市町村がすることとなっております。保護者にとっては、書類提出など非常に煩雑になりやすいと思っておりますので、

同一の書式で簡素でスムーズに入所できるように措置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、新しくできる認定こども園の場合は、教育基本法、学校教育法などにも大きく関係してくるのであります。満3歳以上などの入所条件などは教育委員会が制定することがスムーズだと考えますが、いかがでしょうか。現実に先進地であるいろいろな市町村では、教育委員会が権限を持って行っているところがたくさんあります。

次の法案についての質問であります。この質問は削除させていただきたいと思っております。

その下にあります、次にこのこども園は、さきの質問でも町長が答弁でみさきこども園はひとまず現行法のもとでも設置可能な認定こども園の保育所型での運営とし、新システムの本格実施後に統合こども園に移行するということではあります。当面は公立公営ということで運営されるのでしょうか、お聞かせください。

また、職員の立場でありますけれども、公営ということであればやはり新しく募集された保育士は町の職員として採用すべきだと思いますが、この点についてお聞かせをください。

次に、保育の質についてお伺いします。

現在の認可保育園での保育士の人数と、来年開園される認定こども園の保育士の人数はどのようになっているのかお聞かせください。

認定こども園の場合、認可保育園に比べ保育士の人数が厳しくなく、大人数を少人数の保育士が面倒を見るということの状況が全国的に生まれています。認定こども園では、3歳以上の共通教育時間は幼稚園教諭が担当します。3歳児未満の保育は保育士が担当となります。つまり2つの資格が必要なことや、担当職員も1クラス35人に1人となり、現在の保育士の数より人数が緩和されていると思います。そうならないよう、現在の認可保育園の基準で運営していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、一部の自治体で小学校の給食費の滞納が問題となっておりますが、実は同じように大きな問題となっているのが保育料の滞納であります。今の児童福祉法では、保育料の滞納は入園できないとは関連づけていないので、保護者の方が滞納を続けても入園したままでいられる場合が多いのですが、今度新しくできる認定こども園の場合は、児童福祉法とは別の法律に基づいているのでこの基準は当てはまらず、保育料を滞納すれば退園を迫られる場合もあるかもしれません。しかし、認定こども園である公立保育所については、施設の設置者と保育の実施義務を行う者が一致しており、利用料の滞納がある場合でも退所させることはできないとなっております。しかし、児童福祉法第56条第10項の規定による強制徴収が可能であるとしています。保育料の滞納について、今後どのように対処されるつもりであるのか。他の2園の保育施設も含め

て、お伺いをしたいと思います。

次に、条例の制定についてお伺いいたします。

新しい認定こども園については、現在の保育所条例では対応できないため、新たに条例の制定が必要となってまいります。その条例には、保育料などの大事な問題もありますので、ぜひ来年の3月議会ではなく我々が十分な議論ができるよう、ことしの12月議会に提出していただきますよう要望いたします。これについて、条例の制定について現在どのように進んでいるのか、お伺いをいたします。

次に、認定こども園建設に伴い、先日、三徳地域のすべての区長さんより要望書が町と議会あてに提出をされています。主な内容は、保育園までの無料送迎バスと現行保育料の維持だっと思えます。この2点の要望について、現在どのように協議されているのかお聞かせください。

特に、三徳、小鹿の住民は東の保育園がなくなることに随分と複雑な気持ちがありました。住民との協議の中でも、無料送迎バスについても前向きに協議していくという発言もあったかと思えます。

最後に、このこども園は明らかに賀茂保育園と竹田保育園とは運営方針が違うことがはっきりしています。現在の竹田保育園についてお伺いをします。

町からはまだ何もありませんけども、このこども園ができると聞いたときから、竹田地域の住民の方々は次は竹田保育園ではないかというような危惧があったと聞いております。竹田地域の皆さんは、保育園をなくしてほしくないと心から思っておられます。三朝町の今後の目指す方向として、竹田保育園廃園ということ視野に入れて考えておられるのか、または当面は現在のまま存続という方向で考えておられるのか、お聞かせをください。

以上、町長にお伺いするものであります。

次に、教育委員会にお伺いをしたいと思います。

全国の先進地事例を見てみますと、多くの市町村が公営認定こども園の場合、保育料、利用料については条例で制定し、利用時間を踏まえ、教育委員会が決定、徴収し、町に納付するという形が多く見られます。現在はどのような協議を重ねておられるのか、お伺いいたします。

次に、教育方針についてお伺いします。

認定こども園では、教育基本法や学校教育法などのかかわりが非常に強くなります。教育委員会として、新しいこども園の教育方針について議論されているとは思いますが、わかる範囲でお聞かせをください。

認定こども園の場合、公立の場合は教育公務員としての各種特例があり、新任者に対する研修

等が義務づけられております。つまり、新しいこども園に移行する場合は、すべての職員に対して研修が義務づけられているようでありませう。来年の4月には開園の予定であります、今の時点から準備しておく必要があると思ひますが、いかがでせうか。

以上、明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（牧田 武文君） 清水議員にちょっと御注意しておきますけども、一般質問は通告制でありますので、勝手に削除したりなんかしないように。

それと、多分議運の委員長さんには報告しておられると思ひますが、議運の方にもかけないけん、執行部の方にもそれを言ってもらわな困りますので、その執行部の方の答弁については通告に沿った答弁をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 清水議員のみささこども園と他の保育施設等についての御質問にお答へする前に、清水議員も申されましたが、三朝町議会と国会とが同じような時期に同じような議論を展開をしているという状況の中で、総合こども園の法案が削除というかなくなったという事態の中での御質問であり、御答弁でありますので、お聞きしておられて少しこれは合わんでないかと思われるようなことがあるかもわかりませんが、賢明にひとつ御判断をしていただきたいということをお願いを申し上げて、答弁に入らせていただきたいと思ひます。

まず初めに、新しいこども園と賀茂保育園、竹田保育園の保育内容や運営方針についての御質問をいただきましたので、お答へをいたします。

現在、町の保育園は保育所保育指針に基づいて運営をしておりますが、来年4月開園予定の新しいこども園は保育所型認定こども園として運営していくこととしておりますので、その教育及び保育の内容等については幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいて定めなければなりません。基本的に、幼稚園教育要領を考慮しなければならないのは3歳以上の子供についてであります、新しいこども園ではいわゆる保育に欠ける子供でなくても、就学前の幼児教育を受けるために入園することができますので、長時間利用児と短時間利用児との兼ね合いなども十分配慮しながら、カリキュラム等定めたいと考えております。

町内の子供で就学前の教育を受ける子供と受けない子供が出てくるではないかというお尋ねがありますが、私は基本的には保育園であろうがこども園であろうが、その優劣はないと考えておりますので、どの施設に入園されるのかは保護者の皆さんに選択していただければいいと考えています。現時点では、町内に新しいこども園ができることにより、保育に欠ける子供でなくても幼児教育は受けられるという選択肢がふえたと考えていただければと思ひます。

次に、利用料について御質問をいただきました。

現在、本町の保育料は県内でおおむね一番安い保育料となっておりますが、新しいこども園、また他の2園につきましても現行の保育設定と同様に、保護者の所得に応じた階層別料金を基本に考えていきたいと思っております。

ただし、新しいこども園では幼稚園部分としての短時間部と長時間部、延長保育等についても利用料を定めなければなりませんので、その部分については現行保育料、近隣の施設の状況等を勘案しながら検討していきたいと思っております。

なお、来年度開園予定のこども園は、あくまで保育所型認定こども園でありますので、総合こども園としての利用料については現時点では考えておりません。

次に、新しいこども園の所管についての御質問をいただきました。

先ほど答弁いたしました、新しいこども園は保育所型認定こども園として運営することとしており、条例についても保育所設置条例の中で定めたいと考えておりますので、その所管については現状の所管でよいと考えます。

ただし、学校教育を行う施設でもあり、小学校教育との連携等が必要となりますので、教育委員会とも十分に協議しながら、こども園の運営内容等について検討していきたいと考えています。

次に、新しいこども園の入園について御質問をいただきました。

新しいこども園の定員は115名を想定しており、最大141名が利用可能な施設としております。議員御指摘のとおり、東保育園、三朝保育園の園児は現在合わせて90名であり、同地区の子供の人数の推移を見てもある程度の余裕はあるものと思われまますので、基本的には入園希望には沿えるものと考えております。

なお、入園希望者が多くなった場合は、原則として保育に欠ける児童を優先したいと考えていますが、その選考基準等については教育委員会とも協議しながら今後検討してまいりたいと思っております。

また、入園手続については、実質の運営に支障がないようにしたいと思います。

次に、新しいこども園の運営主体等について御質問をいただきました。

新しいこども園では、教育、保育の一体的な提供やその質の継続性などを十分に考慮しながら、保護者の皆さんに子育てするなら三朝町でと言っていただけるよう、三朝町ならではの魅力ある施設にしなければならないと思っています。

私は、次代を担う子供たちを育てる環境づくりは町の責務だと考えています。今、保育現場では多くの保育士たちが日々頑張っていますが、ここ17年間正職員としての保育士を雇用してい

ないことなどから、クラス担任も臨時職員に任せざるを得ないのが現状であります。今、まさに本町として初めての取り組みとなる幼保一体型のこども園の開園を迎えようとしております。質の高い教育、保育を行うためには、町自体がしっかりとした体制を構築しなければなりません。したがって、新しいこども園の運営については当面公営で行うこととし、保育士資格及び幼稚園教諭免許状を有している正職員の採用についても前向きに考えたいと思います。

なお、新しいこども園の職員配置基準については、現行の保育所基準での配置をすることとしております。

次に、保育料の滞納についての御質問をいただきました。

現在、保育園を利用されている方の中で保育料を滞納されている方は19人おられますが、児童手当からの引き去りや分納計画により納付いただいておりますので、今後もこのような方法で対応したいと考えています。

次に、条例の制定について御質問をいただきました。

このことについては、先ほども答弁いたしました。保育所の設置条例の一部改正としてできるだけ早く議会の皆さんに御相談しながら進めてまいりたいと思います。

次に、新しいこども園について、三徳地域協議会長さんと三徳地区の区長会長さん、区長さん等からの連名でいただきました要望についての御質問をいただきました。

要望の内容は、無料送迎バスの運行及び現行の保育料の継続の2点でありました。

まず、保育料につきましては、先ほども答弁いたしました。現行の保育料を基本としたいと考えております。

また、無料送迎バスにつきましては、運行時間や駐車場所等の問題もございますので、実際に利用される保護者の皆様の御意見を伺いながら今後検討してまいりたいと思います。

最後に、竹田保育園について御質問をいただきました。

このことについては、新しいこども園の入園状況、今後の子ども子育て支援法等関連法案の動向、さらには竹田保育園の入園児の推移等も踏まえ、関係住民の皆さんの御意見も伺いながら、そのあり方について検討してまいりたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（牧田 武文君） 次に、山口教育長、答弁。

○教育長（山口 博君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会に対する質問は3点であったと認識しておりますので、その点について答弁いたします。

まず、1点目の認定こども園の保育料についてですが、先ほどの町長答弁のとおり、みささこども園は保育所型のこども園であるため、現在と同様に保育料は町長が決定し、町長が徴収するものとなると認識しております。

第2点のこども園の教育方針についてであります。

こども園は、教育基本法第6条第1項に規定される学校であり、また児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設であることも定義されており、教育と福祉を一体化した施設であり、教育委員会としましても深いつながりを持たなければならない施設と認識しております。

また、小1プロブレムが大きな問題となっている現状において、保育園と小学校の連携の必要性を感じており、今後一層保育園とのつながりを強化していかなければならないと思っております。

現在、教育委員会では教育ビジョンの見直しに着手しており、ゼロ歳から18歳までの子供の教育を視野に入れた教育計画を検討中であります。就学前教育を含めた総合的な教育プランを作成したいと考えております。このプランでは、町の内外の保育園に通う子供、幼稚園に通う子供、自宅で保育されている子供など、どの子供も発達段階に応じた成長が達成できることを目標に、三朝町のすべての子供が心身ともに健やかにはぐくまれるよう取り組まれることを想定しております。

第3点の教育公務員としての研修についてですが、子供の健やかな成長を図るためには職員も資質の向上を図る必要があることは当然であります。教育委員会といたしましては担当課と連携をとり、必要に応じた研修に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 清水議員。

○議員（1番 清水 成真君） 新しい認定こども園の指導計画書をつくらなきゃいけないね。どこが中心になってつくられますでしょうか。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 所管を町民課と考えていますので、町民課で教育委員会と十分しっかりと協議しながら進めていくようにしたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 清水議員。

○議員（1番 清水 成真君） 教育委員会ですが、小学校の連携について、今度新しくできる認定こども園ですね、先ほどちょっと答弁の中には入ってなかったようですが、具体的にはどのような形で連携をしていかれるつもりでしょうか。

○議長（牧田 武文君） 山口教育長。

○教育長（山口 博君） まず第1には、最後の方に述べましたけども、職員の研修、やはり研修等につきましては私ども教育委員会はいろいろノウハウを持っておりますので、いろいろな人的資源等を使いながら研修に協力してまいりたいなというふうに思っておりますし、まさに就学前教育という点におきましても、やはり私ども教育委員会の考え方もいわゆる町民課等と、あるいは保育園等と共有しながら話し合っ、具体的なことを決めていかなければならないと考えております。

○議長（牧田 武文君） 清水議員。

○議員（1番 清水 成眞君） つまり、学校教育法、教育基本法等々がきちんと網羅されてないと、認定こども園の場合はそれをすべきだを書いてありますね。ですから指導計画書も、先ほど町長が言われたように教育委員会としっかりと協議して決めたいと言っておられますので、ぜひ教育長、町長の方と十分協議をしていただいて、ぜひいい保育園をつくっていただきたいと思えます。

最後に、ちょっと先ほど杉原議員の統合の問題もありましたけども、いろんな先進地を見ていると子供子育て審議会みたいなような第三者を入れたような、子供や子育てに対する問題について調査、それから審議する合議制の機関がありますね。そういうものをぜひ条例で設置をしていただきたいと思いますが、今、町長の中では新しい条例じゃなくって保育所条例を変えたいということだけだったんですが、ぜひそのことについても考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 今後、議会の皆さんとその点についても協議してまいりたいと思えます。

○議員（1番 清水 成眞君） それでは、教育委員会と町長側のしっかりとした連携を持って、新しいこども園が希望を持った子供たちであふれ返るようなこども園となることを期待して、終わりたいと思えます。

○議長（牧田 武文君） 以上で清水成眞議員の一般質問を終わります。

○議長（牧田 武文君） しばらく休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後 0時59分再開

○議長（牧田 武文君） 再開いたします。

9番、知久馬二三子議員の一般質問を許します。

三朝温泉街の活性化について、温泉街の空き店舗の有効活用について、知久馬二三子議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） 私は、三朝温泉街の活性化について、温泉街の空き店舗の有効活用について町長にお伺いします。

私は三朝温泉街に住んでいて、三朝温泉への観光客がどんどん少なくなっていくことを本当に寂しく思っております。

そこで、旅館の推移状況等を見ますと、ここに書いておりますけれども、三朝温泉旅館協同組合の組合員数が平成4年では28軒、24年では25軒と10年間で3軒減っています。そして、三朝町内にある事業所の推移状況では、これは特別会員は含まれていないということですが、平成14年が224軒あったものが平成24年では168軒と、56軒減少しています。そのうち三朝区内だけで見ますと、平成14年78軒が平成24年では50軒となっています。これも10年間で28軒の減少です。さらに、小売、サービス業は平成14年で56軒が平成24年には37軒、これも19軒の減少です。これらの状況について、三朝町として検証されましたでしょうか、町長にお伺いいたします。

現在、温泉街再生プロジェクトが設置されていますが、その動きはどのようになっているのかお伺いします。

また、空き店舗、空き家について、新しく出店する人があれば、例えば家賃を1年間補助するなどの措置をすることも考えてみればどうでしょうか。旅館組合、観光協会、商工会、行政とが一体となって考えるべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（牧田 武文君） 答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 知久馬議員の、三朝温泉街活性化についてと温泉街の空き店舗の有効活用についての御質問にお答えをいたします。

初めに、三朝温泉街の事業者数の減少についての御質問にお答えをいたします。

三朝温泉街の事業者数は、議員御指摘のとおり平成14年と比較して旅館数は28軒から25軒と3軒の減少となっておりますが、小売業、サービス業、飲食業の事業者数はこの10年間で3分の1ほど減少している状況であります。その主な要因はやはり観光客の減少によるところが大きく、平成14年に約44万4,000人あったものが昨年は約37万人となっており、実に約7万4,000人も観光客が減少しています。このことが本町の観光産業に大きな影響を与えており、空き店舗の増加につながってきているものと推察をしているところであります。

なお、そのほかの状況の変化を見ますと、例えばコンビニができたり、あるいはローソンのようなコンビニと、またポプラと農協が提携をして片柴にこれも時間が結構遅くまで開いておられますがそういうもんができたりとか、そういった状況の変化も一部にはやはりあることを申し上げたいと思っています。

町といたしましては、今後観光ニーズがますます多様化し、全国の温泉地が地域性を生かした観光戦略を展開する中で、三朝温泉街の町並みや情緒を保ちながらラドン温泉の健康効果やカジカガエルなど、三朝温泉ならではの豊かな自然環境をさらに全国に情報発信しながら、いやしやくつろぎを求める観光客の皆さんにとって魅力ある温泉地づくりを今まで以上に地域と連携して取り組むことが急務だと考えております。

次に、三朝温泉街再生プロジェクトの検討状況についてお答えをいたしたいと思いますが、この再生プロジェクトで現在検討されている中身等、さらに詳しく企画観光課長から後で報告をさせたいと思います。

温泉街全体が活気を取り戻すためには、私はこういうときこそ行政と地域、観光関係者が一体となって三朝温泉の活性化に取り組むべきと以前から申しているところであり、このことは三朝温泉街のみならず町全体の活性化につながるものと確信をしておりますので、皆様の御理解を賜りますようよろしくお願いをしたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（牧田 武文君） 松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） 温泉街再生プロジェクトチームについて御説明をさせていただきます。

三朝温泉では、平成22年度より健康増進と滞在を組み合わせた新たな観光商品として現代湯治に取り組んでいるところでありますが、その効果もあり、近年滞在型の観光客がふえてきております。三朝温泉再生プロジェクトチームは、昨年、町、観光協会、旅館組合、商工会、NPO みさき温泉、そして三朝区で構成をされておまして、温泉街の町づくりについて現在さまざまな検討が進められているところであります。

先日、このプロジェクトチームより第1期報告書をいただきました。この報告書では、町づくりの目標として観光客に旅館から温泉街に出て歩いてもらうこと、温泉地での日帰り客のために三朝温泉ならではの温泉情緒、湯、食、遊が楽しめる新たなもてなしづくりとすることが示されており、個別目標として町歩きの核となる拠点づくりや町歩きを促進するソフト方策の創出などが提案されておりました。

また、この報告書には議員御指摘の空き店舗等の現状や活用方針等についても示されており、現在、三朝温泉街にある16カ所の空き店舗等の対策の一つとして、NPOみさき温泉がたまわりの湯や恋谷橋記念館の運営に続いて、温泉街の中ほどにあります空き店舗を借り受け、町内等のしゅんの特産物の販売やギャラリー、コミュニティースペースとして、例えば昨年も実施をしましたけど、KAMIあかりの展示だとかイベント開催も可能な施設として再生したいと考えておりまして、店舗の改修と活用に向けての準備を進められているようであります。

町としましては、県の補助事業を活用しながらこのような取り組みを支援していきたいと考えており、このたびの補正予算で三朝温泉地域活力創出事業として所要の経費を提案させていただいておるところでございます。そういったことですので、議員の皆様にも御理解をいただきたいと思っております。

また、町商工会では、まんが王国とっりのイベントの盛り上げにもつなげるため、お薬師広場周辺を湯の町ギャラリー温泉物語館として三朝温泉のマスコットキャラクターのミササラドンを取り入れたパネル展示や、漫画でラドンの健康効果などを解説する展示ギャラリーの整備も予定をされておるところでございます。

空き店舗の有効活用は、所有者の方の御理解や御協力はもちろんのこと、地域の皆さんの合意形成を図りながら進めていかなくてはなりませんので、実現できるところから少しずつでも温泉街の活性化に向けて取り組んでまいりたいというふうな考えで進めております。

長引く経済の低迷、そして東日本大震災による観光客の激減など、今三朝温泉は大変厳しい状況にありますが、その中であって三朝温泉街再生プロジェクトチームによってこのような新たな動きが始まっておるところでございます。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 知久馬議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） 大変よくわかるように説明していただきまして、ありがとうございました。

では、私はちょっと町長にお伺いしますけども、昼や夕方の三朝温泉街を歩かれたことがありますか、ちょっとその辺を。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 夕方はありますけど、昼は余り歩いたことがありません。この店に行くという格好で昼の場合は行きますけども、歩いたというのは昼は少のうございます。

○議長（牧田 武文君） 知久馬議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） 町長さんにもやっぱりその状況を見てほしいと思うんです。よ

く町長さんはあいさつの中で一日に1,000人の人が三朝温泉に来ておると言われますけども、ああいう状態を見たら本当に人がどこにおる、温泉客がどこにおるかというようなことがわからんという状態ですので、ぜひともその温泉街を見てください。本当に空き店舗ばかりです。いつも私はかじかわさんの散髪屋さんのところへ行ってよく話をするんですけども、あそこその隣のとく本さんですか、本当に2軒が大体人がおられて話し相手になられるんですけども、観光客が来ても通り過ぎちゃうわけですよ。見るものもないし、何にもない。その中でまだしもゲームセンターがなくなりましてね、そういうようなことで本当に今大変な、三朝温泉の状況はそういう状況ですので、ぜひとも町長さんもその実態を把握してほしいと思うんです。その辺、ちょっともう一度。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 私は、観光客の方のお気持ち、ニーズというのは変わってきてるのではないかというふうに思っています。それは先般、スーパーはくとで4泊5日、5泊6日あるいは6泊7日、それから個人客で12泊とか、非常に長期にわたって滞在される方がふえています。先ほど担当課長も報告をしておりましたが、そういったお客さんが今ふえているというふうに伺っております。この方々は、町の中だけで本当に満足しておられるんだらうかということのを改めて感じてみなければいけないと思っています。一つは、やはり町内だけに限らず、他の町にも足を向けておられるのではないかということも思うんです。ですから、観光客の方のニーズというのはその旅館のある周辺だけでという状況から、非常に広がってきているのではないらうかと。

そうすると、町歩きをしていただくそうしたものが整っているかどうか。このあたりもそれぞれ紹介をしている看板の類の整備とか、そういう説明書きの整備とか、こういうことが少し足りない部分もあるかなというふうに思っていますが、非常に広範囲に動いて4泊5日、あるいは12泊とかそういうことを満足するメニューをそれぞれの観光客の方がおつくりになっているのではないか。そういう方向に向けて、私たちがさらに勉強していかなきゃいけないなということを感じております。

○議長（牧田 武文君） 知久馬議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） 私も、そのお客さんの質というのは大変変わってきたと思います。その中で思うのには、このごろアベックの方が時々歩いておられるんですね。そういう人たちが何を望んでおられるのかなって、その町歩きの中で。さっき町長も言われたように、見るところがないわけですね。確かにあることはあるんです、いろいろとね。でも、それらを本当にど

う宣伝するか、PRするかにかかっていると思うんですね。

ある人と話をしていましたんですけども、大阪にちょっと遊びに行ってどこから来たかと言われるから、三朝温泉から来ましたですよって言ったら、大阪の人でさえ三朝温泉知らないという方があったそうです。だから私はもう少し三朝もどんどんと宣伝していかにかいけないじゃないかなということをおもいましたので、その点についても考えてほしいと思いますけど。

それから、さき方言いましたようにプロジェクトの方で空き家や店舗については考えておられるということですから、なかなか早いわけにいかないでしょうけども、じっくりと考えた中で本当にどう三朝温泉があるかということを考えてほしいと思います。この件については以上で終わります。

○議長（牧田 武文君） 次に、休耕田の有効利用について、観光菜園を設置することについて考えてはの質問を許します。

知久馬二三子議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） では、続きまして私は休耕田の有効利用について、例えば観光山菜園等を設置することについて考えてはどうかなということに對しまして質問させていただきます。

現在、休耕田が利用されてないままに荒廃しています。後継者がいなくて放置されている物件もあると思います。さき方、遠藤議員さんの質問の中にもありましたけども、後継者のないというのが大変だろうと思います。

ここに書いておりますけども、数字はここに書いてありますとおりです。2010年の農業センサスにおける耕作放棄地面積、自己申告の分が82ヘクタールということで、ここに有効農地、耕作していないが水田利用上転作として取り扱われている農地等がここに書いてあるとおりです。この調整水田というのはどういうことかといえば、生産調整のための水田の全部または一部を水稻の生産が維持される状態（水張り転作）に管理されているのが耕作していない水田だということのようです。それから、自己保全管理は耕作可能な状態に管理されている田んぼ。それから、自己保全管理実績算入というのは、転作後3年間は転作の実績面積算入する水田ということになっておるようです。農地でいえば以上の状況になっています。

こうして遊んでいる土地を有効活用するために、観光菜園などをつくることはできないものでしょうか。もちろん私有地だと思いますが、行政として調整しながら考えることはできないものでしょうか。

少し古くなりますが、2010年の4月号の「家の光」で見たんですけども、「過疎の町に年

間2万人が訪問」という見出しで、山形県の小国町の記事が載っていました。見えんと思いますけど、この紙面に載ってましたけども、その内容としては、今から35年前なんですけど1977年のことです。当時、小国町の企画課長さんが観光ワラビ園をつくるプランを働きかけられたそうです。その当時、企画課長さんがその話をされたら皆からバッシングがあったそうです。ちょうど35年前といえばまだまだ高度成長のあいで、山には杉を植えたりヒノキを植えたりするのが当たり前だということで、けどもそれを何とか説得して町内の4カ所の集落に補助を出されたそうです。今では小国町の20以上の観光ワラビ園があるそうです。春の山菜のシーズンになると、県内やもちろん近県はもとより首都圏から約2万人の観光客が訪れるようです。

三朝町においてもいろいろ模索されている集落がありますが、本格的に取り組んでみてはどうでしょうか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（牧田 武文君） 答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 知久馬議員の休耕田の有効利用についての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、本町では4月から6月にかけてワラビ、ゼンマイ、タキナ、スズノコ等の山菜とりを町内各地で楽しむことができる町でございます。また、いわゆる耕作放棄地や荒廃農地が山間部に多いため、中にはワラビなどの山菜が多くとれるところもあるようでございます。

山形県の小国町の観光ワラビ園を例に挙げながら、本町においても休耕田を有効利用して観光山菜園をつくってはどうかという御提案をいただきました。

休耕田を初めとする耕作放棄地対策については、現在耕作放棄地再生支援事業などにより取り組みを進めているところでありますが、このたびの御提案をいただきました観光山菜園というアイデアについて、小国町の状況も参考にしながら、本町としてどのような取り組みができるか勉強してみたいと思います。

なお、補助金を出して希望者を募る方法か、あるいは休耕田の活用対策としてそういう休耕田を持っていらっしゃる方を対象としていくのか、そういったあたりも含めて今後勉強してみたいと思いますので、御意見をさらに賜りたいと存じます。

○議長（牧田 武文君） 知久馬議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） 今でも本泉、ここにおられる平井議員さん等は、タケノコ、きれいに整備されてつくっておられるのをこの間テレビで見まして、本当にそういうような形でタケノコなんかでもいっぱい山の中にははびこっているところがありますので、そういうのもあわせて、休耕田もそうですけども、あわせてそういうものをつくりながら観光客を引き入れてくる。特に滞在型の観光客の方などには楽しんでもらうようなことも検討されたらどうかと思います。

けれども。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 面積も233平方キロの非常に広大な面積を我が町は持っておりますので、今議員がおっしゃる先ほど申し上げた3点か4点の山菜ではなくて、そういう非常に広い範囲でとらえていくべきではないかという御提案はもっともだと思っております。

○議長（牧田 武文君） 知久馬議員。

○議員（9番 知久馬二三子君） それで小国町の人口は9,200人ぐらいです。けれども三朝町の面積の3倍はありますよね、740平方キロということで、非常に山がたくさんある土地ですので、その山林等の平たいちゅうか草原みたいなものがたくさんあるようなあれですので三朝町と比較にはならないと思いますけれども、それも参考にさせていただきながら、さき方ありましたように考えてみるということですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（牧田 武文君） 以上で知久馬二三子議員の一般質問を終わります。

○議長（牧田 武文君） 次に、4番、福田茂樹議員の一般質問を許します。

生ごみリサイクルプラントとバイオ……（発言する者あり）そうか、まんだしまいまで言わないけまいがな。

いいですか、どうぞ。

○議員（4番 福田 茂樹君） いよいよ最後になりました。町長、あと40分頑張ってください。

生ごみリサイクルプランとバイオディーゼル燃料精製プラントの現状と今後について、町長に伺うものであります。

平成20年に三朝観光協会が実施主体となり、本泉地内にこれらのプラントの運用が始まりました。その概要として、対象範囲は温泉街旅館27軒、実参加20軒、生ごみ発生量は平成18年度実績として年426トン、処理方法はバイオ式生ごみ処理、回収方法、週6回、リサイクル燃料、発生量の25%を肥料として精製することでリサイクル費用をつくり、その活用方法は町有施設へ配付、町民等へ有償配付となっていました。

期待される効果として、1つ、処理費用の減額、1つ、全町的な生ごみ処理の意識改革、1つ、町リサイクル率の向上、1つ、環境に優しい観光地としてのイメージアップ、1つ、先進地的な環境モデルとしての情報発信、1つ、環境型社会づくり推進の先導モデル、1つ、食品リサイクル法への対応、1つ、経営意識の改革、たくさん書いてあります。

この説明がありスタートし、ことしでいよいよ5年目を迎えました。この事業はあくまでも三朝町温泉観光協会が事業主体ではありますが、スタート時の建設費等は県補助金1,000万、平成20年度、町の環境にやさしい町づくり事業補助金680万、平成21年度、町の環境型プラント増設事業補助金880万円、さらにはこの毎年のここにかかわる人件費の9割相当額は町補助金で賄われているのが現状であり、角度を変えて見れば町の事業とも言えると私は思います。

さらには、三朝町は観光協会を監督、指導する立場にもあると思います。ということから、本来は観光協会内で議論をまずすべきではありますが、あえて町長に質問をいたします。

はっきり言って、この事業の収支が当初計画されたものとはことしまでかなり違ってきています。機械等は10年償還でスタートしました。しかし、当初観光協会が10年均等に償還すべき負担が、町補助金の導入でなくなりました。計画からすると、その分が当然のごとく剰余金として積み立てるべきものがそうになっていない。さらには、利益から出る積立金もできていない状況にあります。収入と支出が現状では逆転しているために、今のままでは10年たったときそのまま事業継続となれば剰余金がないままに機械等の更新時期を迎えることとなります。これらの事業が計画の中間期を迎えることしから事業のあり方を再構築すべきと考えますが、町長の考えを伺うものであります。

○議長（牧田 武文君） 答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 福田議員の生ごみリサイクルプラントとバイオディーゼル燃料精製プラントの現状と今後についての御質問にお答えをいたします。

このプラント施設は、観光地の生ごみを地域完結型でリサイクルする観光と環境の共生モデルとして、三朝温泉観光協会が事業主体となって平成20年度に整備されたもので、現在この施設で処理された製品は、三朝エコ堆肥やバイオディーゼル燃料として町内の農家や事業所等で使われております。

この取り組みは、これまで平成23年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰を受賞したり、循環型社会づくり推進に係る会議等での事例発表や県内外からの視察を受け入れるなど、環境に優しい先進的な観光地の取り組みとして高く評価されているところであります。

当該事業の収支についてであります。一時生ごみの分別や異物の混入、水切りといった処理等に起因する堆肥の発酵不良や臭気の発生などもあり、その対策を行うため、プラントの修繕や器材の導入等を行ったことにより厳しい決算となった年もありましたが、昨年度は安定した事業運営へと改善されております。

しかしながら、議員御指摘のとおりこのプラント施設の運営につきましては、人件費を除いて

ようやく収支の安定が図られているのが現状であり、この要因としては維持管理に係る費用が当初の見込み以上にかかっており、収支を圧迫していることが上げられます。

このようなことから、私も機械設備の更新時期等も踏まえ、改めて事業運営のあり方について見直しが必要な時期ではないかと認識しており、観光協会には旅館組合等関係団体とも協議を進めていただき、できるだけ早く今後の運営のあり方について検討していただきたいと思っています。

町といたしましても、環境と共生する町づくりを推進する上でこのプラント事業は引き続き取り組んでいただきたいと考えていますので、その検討結果も踏まえて、町としてどういった支援ができるのか考えていきたいと思えます。

なお、三朝温泉循環型プラント経営委員会を立ち上げて検討を加えておりますが、その状況について、企画観光課長から報告させたいと思えます。

○議長（牧田 武文君） 松浦企画観光課長。

○企画観光課長（松浦 弘幸君） 循環型プラント経営委員会について、御説明をさせていただきます。

循環型プラント経営委員会は、観光協会の理事、それから町の方では町民課長と私、企画観光課長の11名で構成をされております。この委員会では、生ごみ処理施設における堆肥化や生ごみ収集の現状の把握、そして課題などの対策のほか、そしてバイオ燃料施設運営における廃食油の収集、それぞれの施設における販売対策、経営対策など施設運営について検討するもので、稼働した当時から設置をされております。

これまでのその委員会の協議の中身としましては、施設の運営の中で発酵不良だとかにおいの対策だといった技術的な課題が多くありましたものですから、そういったような検討が主となってきております。そういったところもある程度処理技術等がきちっとできてきましたので、今年度からは議員も御指摘をされましたけど、経営面、運営面にウエートを置いて委員会として検討をされていくという方向であるというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（4番 福田 茂樹君） 何かわかるようなわからないような答弁でありました。

要は、観光協会の総会でそういう報告は一切なされてないという現状があるのは事実であります。今回、観光協会の決算を見て、このままではいけないというふうに私は感じたものですから、今回この質問をさせていただきました。

要は、最初に立てられた計画が甘いということだと私は思います。それと当然、それから観光

客の人の数等が減ってごみの量が減ったとか、あるいはディーゼル燃料を本来は使えるマイクロバスに使えなかったとかいろいろなものはあります。しかし、最初の段階での判断というですか、見通しが甘かったのではないかと思います、その点は町長、いかがお考えですか。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 御指摘のとおり、においの対策を周辺の皆さんに大丈夫だという形になるまで、相当なあれこれの試みをしなげらなかつたというあたりについての反省をしておるところでございます。そうしたそれぞれの課題がようやく克服されて、安定的な状態になってきているという今の状況であります、やはり更新の時期というものが確実に来るといいますから、その器材等を含めた対応について、先ほども申し上げましたようにしっかりと今から協議をされて、町の持つべき支援の部分についてある程度ははっきりとさせていくことが肝要かというふうに思いますので、そうした部分を急いでいかなければいけないと思っております。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 当然のことながら、観光協会の中のその旅館の部分、あるいはほかのごみを出しておられるところ、収集しておられるところの負担増も考えていかなきゃいけない部分だというふうに認識を私しております。

その中で、町のあるべき姿、町の担うべき役割というのをやはり先ほど言われたようにしっかりと判断をして、今からあと５年後を目指してしっかりといいものをつくり上げていただきたいというふうに思っております。最後に一言。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 広域連合で処理をしている事業所に対しての非常に大きな効果も上げていることは事実でありますので、そうした効果の面もきっちりと踏まえた上で、しっかりした支援の体制を町としても構築をしていくという考えをいたしております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（牧田 武文君） よろしいですね。

○議員（４番 福田 茂樹君） はい、終わります。

○議長（牧田 武文君） 次に、防災行政無線システムデジタル化に１２億円の質問を許します。
福田茂樹議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 防災行政無線システムデジタル化に１２億円について町長に伺うものであります。

ことしの３月の定例会のとき、また４月６日の全員協議会において、防災行政無線システムデ

デジタル化の方針説明がありました。防災行政無線を取り巻く情勢として、1つ、昨年の東日本大震災、台風11・12号の局地的豪雨による河川、土砂災害を初めとする事象が頻発、携帯電話等の通信網は大量情報によって通信不能になり、防災行政無線の重要性が高まる。2つ、総務省電波開放戦略施策による周波数の有効利用促進により、アナログ方式防災行政無線はデジタル方式への移行が求められている。

更新の理由として、昭和60年9月の運用開始から約26年が経過、老朽化による故障が年々増加。また、防災行政無線設備が大きな故障を起こした場合、メーカー側が既に生産を中止している部品も多く、防災無線の運用ができなくなる可能性。特に戸別受信機は修理ができない状態にある。そして、地域住民の生命と財産を守ることは行政に与えられた責務である。情報伝達と避難誘導に欠かせない防災行政無線は、既存設備からの再整備が急がれる状況とのことでした。

私は、アナログからデジタル化への移行は否定するものではありません。ただ、防災行政無線は情報の伝達と避難誘導の手段のあくまでも一つと私は考えています。機械に関しては、絶対的なものはないと日ごろから思っています。

昨年、3社によるプロポーザルにより今の会社の方法に決められ、今年度の予算約1,900万円で設計業務委託、実施設計の予定。さらにことしの12月、約12億円の事業発注の計画があります。

三朝町のことしの一般会計予算は48億円、それには約6億円かかるみささこども園の予算が含まれています。執行部が町民の安心安全を考えることは言うまでもありません。しかし、この12億円の補正予算をすれば、通常三朝町の約40億円規模の町が60億円のお金を1年で組み立てることがまず異常な状態であります。この補正は幾ら後年度に交付税算入があるとしても、こども園の一部を除き起債、いわゆる一般の人から見れば借金であります。その予算の組み方に疑問を感じます。

単独行政をしている町が、そんなお金の組み方をすること自体に問題があると考えています。町長はいかがお考えか、伺うものであります。

また、平成21年度の地域活性化生活対策臨時交付金事業約1,350万円を使い、集落コミュニティ事業、これは集落内の放送設備の整備により住民相互の連帯感の醸成及び良好な地域コミュニティ活動の推進並びに災害連絡体制の確立を図る事業であります。集落対象は、小河内、吉田、神倉、余戸、砂原、本泉、井戸、高橋、東小鹿、助谷、下西谷、久原、穴鴨、天神。さらには、これ以前に木地山、以降に今泉、下畑の3集落、計17集落の集落放送設備がアナログ波により整備をされているわけであります。これらの設備とどう整合性をとるのか、伺いたい。

また、3月、4月の全員協議会において、緊急放送という意味から防災行政無線のデジタル化だけではなくて、全国の自治体がどんな方法を用いているのか研究すべきと言いましたが、その結果はどうなっているのかもあわせて伺うものであります。

○議長（牧田 武文君） 答弁、吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 福田議員の防災行政無線システムデジタル化についての御質問にお答えをいたします。

防災行政無線デジタル化整備事業は、今年度から2カ年度の事業として計画をしており、総事業費として11億5,930万円、財源としましては緊急防災・減災事業債を用いることとしております。

このたびの防災行政無線デジタル化整備事業の財源としている緊急防災・減災事業債は、事業費充当率100%、交付税算入率70%と、財政的に非常に有利な起債であります。この起債を活用した場合の本町の財政状況についても分析しておりますが、財政指標の一つの目安となる実質公債費比率も安定的に推移していく見込みであり、今後も健全な財政運営ができるものと考えております。

議員御指摘のとおり、本事業は本町の予算規模を考えると大変大型の事業であります。しかしながら、防災行政無線の安定的な運営は町民の皆さんの安心安全を考えると必要不可欠なものであり、財政運営上からも実現可能な事業としてぜひとも進めてまいりたいと考えております。

次に、既存の集落コミュニティ事業で整備したシステムとの整合性についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、既に17集落はアナログ波による集落放送設備を整備されておりますが、このたびの事業においては、既に公民館内に設置されているこれらの放送施設にデジタル受信機を接続し、今のシステム、アナログ波を活用しながら緊急情報、行政情報を各家庭に伝えるという考え方で実施設計を行っているところであります。

また、その他の集落については、新たに公民館に無線放送装置を設置し、アナログ波により各家庭に情報を伝えるシステムを整備することとしております。

最後に、他の自治体の事例についての御質問にお答えをいたします。

緊急放送として防災行政無線のデジタル化以外に対応されている事例については、住民への伝達部分について、アナログ波の簡易無線、FMラジオ、有線放送等の既存の手段を活用するなど、各自治体が地域の実情に合わせてそれぞれ工夫されているようでありますが、より迅速かつ確実に情報提供を行う手段としては、防災行政無線のかわりになるものは少ないようであります。

また、一般的に都市部においては多くの戸別受信機の設置が必要となるため整備費用がかさみ、同報系、いわゆる固定型のデジタル化が進んでいない状況であり、逆に山間部においては中継基地の整備費用がネックとなり、移動系のデジタル化が進んでいない傾向のようであります。

本町では、現在同報系と移動系を併用した方式で実施設計を進めておりますが、適宜設計業者と協議をしながら、経費面においても運用面においても最も三朝町に適した効率のよい防災行政無線の整備を行いたいと考えておりますので、御理解をいただきますようによろしく願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（4番 福田 茂樹君） まず、基本的なことからお聞きをしたい。

今の三朝町にあるのは防災行政無線ですか、行政無線ですか、どちらですか。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 防災行政無線と認識いたしております。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（4番 福田 茂樹君） 防災行政無線というのは、電波法により防災のこののみしか放送されないというふうに私は認識していますが、その点はいかがですか。今は連絡がメインだというふうに思っています。その点はクリアできているんですか。あるいは今度の部分についての。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 防災事項以外の住民に対しての生活上の連絡事項等を現在行っておりますが、これらについては許された範囲内のものであるというふうに理解をいたしております。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（4番 福田 茂樹君） いや、電波法ではこれはできないんですよ。違うことで多分できるようになってるんじゃないかなと思うんですけど、デジタル化においてはそれはどういうふうにクリアされるのかお聞きしたい。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） それでは、危機管理課長から答弁させます。

○議長（牧田 武文君） 松原統括監。

○危機管理課長（松原 茂隆君） どうも失礼しました。

三朝町は2つの免許を持っており、ですから両方できるということで、今後についてもそのように、先般、総務省の広島に行って話をしましたが、そのように免許を受けるという計画で今進

んでいます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） それを聞いて安心をいたしました。

では、もう一つ基本的なことをお聞きします。

中継局、先ほど町長が言われた、もたくさん建てなきゃいけないから、電波塔ですか、なかなか中山間地では難しいという先ほどの答弁がありました。

今、町内にはある携帯電話の電波塔というんですか、アンテナ塔というんですか、それが網羅されています。その持ち主は、三朝町の土地であり三朝町の塔だというふうに認識をしています。

その点はいかがですか、町長。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 町として事業を行っていますので、そうなっていると思っています。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） では、全く素人考えであります。その塔を使って、このデジタル化に対する利用していくということをやっていかれたらどうですか。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 危機管理課長から答弁させます。

○議長（牧田 武文君） 松原統括監。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 確かに町内の不感地域にN T Tが設置した鉄塔、これはアンゲル鉄塔とか鋼管柱がございますが、15基あります。所有は三朝町でございます。

この事業については、国、県そして事業者、N T Tですね、そして三朝町の負担金を合わせて設置をいたしております。したがって、この鉄塔に共架しようとした場合、所有が三朝町であっても国、県、N T Tとの話し合い、許可といえますか、そういう話し合いが必要になってまいります。目的以外に使用しないとか、設計上重量等がございますので、その問題があり、これらをクリアする必要がございます。

いずれにいたしましても、現在実施設計中でございますから、これらを踏まえて利用できる施設等はできるだけ利用していき、経費面においても効率のよい無線の整備を図ってまいりたいというふうに思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） どことは言ってませんが、ある携帯電話の会社のと言っただけであります。

以前に、中学校の耐震のときでもそうです、町長。実際にこれは総務省ですから、総務省に行かれて、我々は防災無線のデジタル化に使いたいという交渉をされるべきだと私はと思いますが、いかがですか、町長。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 現在そうしたことも包含をしながら、どういう形でこの233平方キロの谷あり山ありのこの地で65の村が点在をしているわけで、それにきちっと緊急時の情報は伝達できる体制を構築できるかということを経営段階等で鋭意検討していただいていますので、そういった総務省等含めた国の各機関等の状況等も十分調整を図りながらということで、最終判断に持ち込んでいければというふうに思っております。

なお、先ほど携帯電話のお話が出ておりましたが、あの携帯電話の鉄塔を構築するに当たっては、我が町が独自で構築した光ファイバーの施設を活用して、電波の通らないところにそういった便宜を図ったという事実もございますので、あらゆる今まで施設を整備してきているものをどのように有効に活用して経費を少なくすることができるか、あるいは体制を充実したものにできるか、そうした勉強を大いにしていかなければいけないと思っております。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（4番 福田 茂樹君） しっかりと研究してもらいたいという部分もありますけども、ある日突然、例えば9月定例会あるいは12月定例会、わかりませんよ、そのいつ提案があるのか、それまでに何ら情報がない状態というのは非常に困るんですよ、議員としても。物すごいお金を使う中で。例えば、今回6月定例会、何らかの説明ありますか、ないでしょう、4月からこっち。そういうのは困ると言ってるんですよ。進めることは何らかの形でオープンにしてもらいたいというのをこの場で言わせていただきたい。

それで、ではその経費の分は先ほど言われましたから経費のことで少しお聞きをしたい。

プロポーザルにおける無停電装置をつけられる予定になっていますけども、無停電装置は各集落にすべてつけられる予定なのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 担当課長から答弁させます。

○議長（牧田 武文君） 松原統括監。

○危機管理課長（松原 茂隆君） デジタルからアナログにかわるときに、基本的には公民館に設置するわけですが、そこには無停電の装置をつけます。（「全集落か」と呼ぶ者あり）全集落でございます。今のところそういう予定にしております。

○議長（牧田 武文君） はい。

○議員（４番 福田 茂樹君） その無停電装置の、いわゆる何日までもつというのは３日間というふうに設定をしておられますけども、なぜ３日間という設定が必要なのかお聞きをしたいと思います。担当課長ですか。

○議長（牧田 武文君） 松原統括監。

○危機管理課長（松原 茂隆君） その件につきましても、今後、現在実施設計中でございますので、３日間というのは私も当初から入ってたもんですから、それが３日間なのか１週間なのか、そういうことがどういうふうな判断の中で一番いいものか。停電が確かにあっちゃありませんけど、あったときの対応としてはその辺も含めて実施設計の場でこれから検討してまいりたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 各集落に無停電装置３日間から１週間の装置をつけたい、つける計画を検討してるという話の中で、じゃ例えば大瀬、三朝、本泉が３日間停電するってどういう状態なんですか、私はお聞きをしたい。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） どういう状態かというふうに言われましても、これは先般筑波の方で竜巻とかございましたが、日本全国どんな災害があっても今おかしくない。こういう状態の日本の状態でありますから、したがって何があるかというのはわかりません。一例で言いますと、この間の筑波みたいなああいう竜巻も一例でしょうし、そういうことが今の段階では何があってこうしますということは言えないと思います。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） いや、三朝、大瀬、本泉が例えば３日間停電するって、どういう状態を想定しておられますかと聞いてるんですよ。竜巻で３日間が停電するんですか、大瀬、本泉、三朝が。その施設が全部の集落に要りますか、そういう施設が大事ですかって聞いてるんですよ、私は。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 当然、住民の安心安全を守っていくためにはあらゆることをあらゆる角度から検討しながらやっていくということが必要でございますので、どういう状態の中で、今答えなさいというのは私もなかなか答えませんが、住民の安心安全、これを守ることが一義的に大切なことだと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 理解できません。あなた方はこの仕事にずっと携わっておられる。特に前におられる方は全員その道のプロだと私は認識してる。３月からこの議論やってる。プロポーザルは１月。わかりませんかじゃ困るでしょうが。私はどうやって住民に説明するですか、その無停電装置をつけることを。説明できないでしょ。通常、店がやっとなるのは２時間ですよ、無停電装置。３日間の装置なんて過剰装備もええとこです、これは。いかがですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） ですからそういうことも含めて、今後実施設計の中で検討を重ねて行って、三朝町なりの一番いい方法をとっていきたいということでございます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 私は、これはあくまでも過剰だというふうに認識しておきます。じゃ子機についてお伺いします。

今、１７集落で子機がついています。６００世帯。あと１，８００あれば大体町内では足りるという認識をしていますけども、これには録音装置をつけるというふうに聞いております。緊急放送の録音装置って何ですか、教えてください。緊急防災に対する録音装置って何の意味があるんですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 緊急放送の録音ですか。

○議員（４番 福田 茂樹君） はい。

○危機管理課長（松原 茂隆君） それは私も今初めて聞きましたが、録音装置ということじゃなくして、各家庭の中で字幕が出ますね、そういう部分があったときにそういう分をそういう方々には設置するという予定はしていますが。

○議員（４番 福田 茂樹君） 小河内は設置してあるか、今の。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 中においては、そのときに聞きたいといったときに本人が家におられなかった、そういう部分について録音装置を設置したらどうかということでございます。子機ですね。それで録音装置をそういうときにはしたらできる装置があるということで、それについても今後検討を重ねていきたい。

したがって、そういうものを全部網羅していくと相当な額の金額になりますので、そういうことを含めて三朝町なりの防災行政無線を設置してまいりたいと思います。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） だから１２億円かかるんじゃないですか。そういうのをいっぱいつけていくから。

じゃ違うことを聞きますよ。移動系無線、ちょっと町民の方にわかるように説明してください、移動系無線について。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 移動系無線は２６０メガヘルツのデジタル波を用いて行おうとするものですが、災害があった場合、例えば現地本部、これは半固定的になるわけですが、その通信統制ができるようなものにまず対応したい。

それから、通常でございますと、役場の防災のそういう車にそういう通信型のものを設置したい。

それから、当然現在もございますがトランシーバー的なもの、こういうものを設置していきたい。

それから、各集落には消防団がございます。その上には団長以下分団長もおられるわけですが、そういう過程の中にいつでもできるような、使えるようなそういう移動系の無線を設置してもらいたいということで現在計画しております。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 消防団の方は、そういう無線を持っておられるんじゃないですか、あるいは携帯でメールが行くようになってるんじゃないですか。さらにその移動式の無線をそこに配備していくんですか、教えてください。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 現在はそれはアナログ波で行っております。したがって、それを今回デジタル波の方に移行していく計画でございます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） では今、町が持ってる無線はやめるということですか、将来的に言えば。持っておられるのは無線だか何だか知りませんよ、そういうのはやめるんですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） 実施設計の段階で、そういうものがもう今のアナログ波より完全に利用が便利だということが出てきた場合にはもうそうしなきゃいけませんし、それとあわせて……（発言する者あり）当然交換してもらいます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 今回の補正予算の中に、交通安全施設整備事業、約５６０万がありますね、広報車２台。いわゆるその移動系等を使う広報車の考え方もあるというふうに認識すればいいんですか。

○議長（牧田 武文君） 松原課長。

○危機管理課長（松原 茂隆君） そのとおりでございます。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 移動系が少しわかりました。

では、もう余り時間がありません。そのような中で、この間、防災無線が４日間動かなくなりました。デジタルにかえたことの一部が雷により壊れた時期がありました。届かなかった時期があった事実がこの間わかりました、調べたら。だから、機械というのは本当に万全ではないですね。役場の方々も、ちゃんと承知しとんるじゃないですか。読んでみますよ。この間、防災無線が壊れたとき、緊急時の連絡についてはNCNのL字放送、広報車及び消防団車両による広報、区長さんへの電話連絡、あんしんトリプルメールで情報伝達を行いますって町は発表しとるじゃないですか。だから防災無線も一手段なんです。一手段に１２億円というのは、私はいかななものかというふうに言っとるわけです。何も、先ほど初めに言いましたけども、デジタル化を別にノーと言ってるわけではない。時代の流れ、あるいはいろんな機器の関係がありますから、それはしていかなきゃいけない部分だというふうには認識しています。しかし、それが仮の段階かもしれんけど１２億円という数字で、中身を見ていったら本当にそれが要るんですかという中身がちょこちょこ出てきておる。今回指摘したところ。本当にそれをぱっと出されれば困る、非常に困る。早い段階で我々に情報を提供していただきたい。

最後に、町長、一言お願いします。

○議長（牧田 武文君） 吉田町長。

○町長（吉田 秀光君） 適宜協議をしていることについて、議会に御相談をかけていくということをお約束いたします。

○議長（牧田 武文君） 福田議員。

○議員（４番 福田 茂樹君） 以上で終わります。

○議長（牧田 武文君） 以上で福田議員の一般質問を終わります。

○議長（牧田 武文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あすの本会議は１０時から議案に対する質疑を行います。

散会后ではございますが、議会運営委員会を2時15分から開きますので、メンバーの方はよろしくお願いたします。御苦労さまでした。

午後2時04分散会
